

平成26年9月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年9月 8日 (月)
会 議 場 所	市役所 4階 委員会室
開 会 日 時	平成26年9月 8日 (月) 午前 8時58分
散 会 日 時	平成26年9月 8日 (月) 午後 5時23分
委 員 長	中島 清
委員会出席議員	
委 員 長	中島 清
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	菅野 博子      加藤 久子      野本 恵司 潮田 幸子      頓所 澄江
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	2人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 2 号	鴻巣市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 3 号	鴻巣市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 4 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 5 号	鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 6 号	鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 7 号	鴻巣市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例	原案可決
第 6 8 号	鴻巣市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 9 号	鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 0 号	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 1 号	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 2 号	鴻巣市幼児保育審議会条例を廃止する条例	原案可決
第 7 3 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 7 5 号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 7 6 号	鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例	原案可決
第 7 7 号	鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 2 号	平成 2 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 4 号	平成 2 6 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
第 8 5 号	平成 2 5 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 6 号	平成 2 5 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 8 号	平成 2 5 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第 9 1 号	平成 2 5 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定
	自殺対策条例制定の調査等について	継続審査

委員会執行部出席者

(福祉部)

福祉部長 望月 栄  
福祉部副部長 瀬山 久江  
福祉課長 吉田 隆一  
障がい福祉課長 杉山 彰男  
子育て支援課長 春山 一雄  
臨時福祉給付金支給プロジェクト副参事 田口千恵子  
こども発達支援課長 高橋 正  
保育課長 中村 幸司  
保育課副参事 永野 和美

(保健医療部)

保健医療部長 福田 芳智  
保健医療部副部長 川端由紀江  
健康づくり課長 小沢 信吉  
国保年金課長 瀬山 慎二  
介護保険課長 高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長 牛田 忠  
教育総務副部長 田中 潔  
教育総務課長 村田 弘一  
生涯学習課長 細野 兼弘  
生涯学習課副参事 山崎 武  
スポーツ課長 森田 政男  
副部長兼中央公民館長 四方 輝雄

(学校教育部)

学校教育部長 小林三智雄  
副部長兼学務課長 牧田 卓司  
学校支援課長 柳 雅之  
学校支援課副参事 福島 栄  
教育支援センター所長 松本笑美子  
学校給食課長 清水 新一

書記 篠原 亮  
中根 規子

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。

潮田幸子委員と頓所澄江委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第62号 鴻巣市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例、議案第63号 鴻巣市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例、議案第64号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例の一部を改正する条例、議案第66号 鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例、議案第67号 鴻巣市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例、議案第68号 鴻巣市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例、議案第69号 鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案70号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 鴻巣市幼児保育審議会条例を廃止する条例、議案第73号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第74号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第75号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第76号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例、議案第77号 鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第82号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第84号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第86号 平成25年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第88号 平成25年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、議案第91号 平成25年度鴻巣市後期高齢者医療特

別会計決算認定についての議案23件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、福祉部に係る議案第72号から議案第76号までについて、関連があるため、一括して審査を行います。次に、教育総務部に係る議案第77号について審査を行います。次に、福祉部に係る議案第62号から議案第71号までについて関連があるため、一括して審査を行います。次に、議案第81号の一般会計補正予算及び議案第85号の一般会計決算認定について議案番号順に審査を行います。次に、保健医療部に係る特別会計の補正予算及び決算である議案第82号、議案第84号、議案第86号、議案第88号、議案第91号について議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。次に、自殺対策条例について関係部課長同席のもと、調査研究を行いたいと思います。

なお、質疑については、1議題、委員1人当たりについては先日皆様とお話ししたとおりでございますので、ご協力をお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

(委員長) はい。

(菅野) 先日皆様にお話しした程度ってどんなことでした、具体的に。

(委員長) 1人当たりが時間にして議案が多いということで30分程度ということをお話しして、皆様方からそれぞれ同意を得てあります。この方法ということであります。

(菅野) それは決算のことでしょう。決算の部分ですよね。議案の全部ではないですよね。

(委員長) 私のほうとしては、一応決算に限らず、ほかの議案についても含めてお話ししたつもりであります。

(菅野) どちらにしても、議会は言論の府ですので、いたずらな時間制限はするべきではないと思います。話ししなくてもいいことを話していると認識したのなら議事はとめていいけれども、ほかの委員が発言しなかったことを、市民が知るべきことを発言したのまで、幾ら30分という

からといたって発言封鎖はしないというのが議会の本来ですので、そういう権利は委員長にはありませんので、その点は認識をお願いします。

(委員長) わかりました。それでは、質問につきましては要約してお願いいたします。

(菅野) そういう言い方ならいいけれども。

(委員長) この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議題に関係のない執行部の退席を認めます。

暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 0 7 分)



(開議 午前 9 時 0 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第72号から議案第76号までの5件について執行部の説明を求めます。

(保育課長) それでは、議案第72号 鴻巣市幼児保育審議会条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

児童福祉法第8条第3項により、鴻巣市幼児保育審議会は設置をされております。主な目的といたしましては、幼児保育の適正健全化についてという形で目的が設置されております。子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、鴻巣市次世代育成支援対策協議会が25年度に一部改正をされまして設置をされたことから、所掌事務が重なることから、この幼児保育審議会条例を廃止するものでございます。

以上です。

続きまして、議案第73号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者は市の条例で定める基準に従い特定教育・保育の提供をしなければならないと規定されておりますの

で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。この条例につきましては、国の基準どおりとなっております。この条例で特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所としております。また、特定地域型保育事業とは、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの事業としております。

内容につきましては、第4条から36条までが特定教育・保育施設の運営に係る基準となっております。第4条では、認定こども園や保育所の利用定員を最低20名以上と規定をしております。第37条から52条までは、特定地域型保育事業者の運営に関する基準を規定したものでございます。第37条では、利用定員に関する基準を規定しております。家庭的保育事業については1人以上5人以下、小規模保育事業につきましてはA型、B型は6人以上19人以下、C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業につきましては1人としております。

以上です。

続きまして、議案第74号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。この条例は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を規定するものです。この条例に基づきまして、市が認可を行うこととなります。

この条例の内容といたしましては、第23条から27条までが家庭的保育事業について規定をされております。第23条では、設備の基準、保護者の帰宅等で専用の面積が9.9平米以上、衛生的な調理設備及び便所を設けることとしております。第24条では、職員の設置基準、保育者1人で乳幼児3人以下としております。また、保育補助者とともに保育する場合には5人以下としております。さらに、嘱託医及び調理員を置かなければならないとしております。第25条では、保育時間を原則1日につき8時間としております。次に、28条から37条までは、小規模保育事業について規定されております。第28条で小規模保育事業をA型、B型、C型の

3種類としております。小規模保育事業A型では、29条で設備基準を乳児室、ほふく室、乳児1人について3.3平米、保育室につきましても1人について1.98平米としてしております。第30条では、職員の配置基準を規定しております。A型では、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならないとして、保育士は乳児3人について1人、1歳以上3歳以下の幼児については6人に1人としております。第32条から第33条までは、小規模保育事業のB型の規定となっております。第32条で職員の配置基準、保育士、保育従事者、嘱託医、調理員を置かなければならないと規定しております。A型との違いは、保育従事者の配置を可能としている点でございます。それ以外につきましては、A型と同様の基準となっております。第34条から37条までは、小規模保育事業のC型の規定となっております。第34条で設備の基準、それから第35条では職員の配置基準、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならないとしております。家庭的保育者が保育できる乳幼児は3人以下として、補助者とともに保育をする場合は5人以下としております。第38条から42条までは、居宅訪問型保育事業の規定となっております。第38条では、保育の提供内容として、障がいだとか疾病等により集団保育が著しく困難と認める乳幼児に対して保育を行うということになっております。第40条では、家庭的保育者1人が保育できる乳幼児は1人としております。第43条から49条までは、事業所内保育事業の規定となっております。43条では、利用定員の区分に応じて従業員枠と地域枠に区分し、利用定員を決めることとなります。第44条では、設備の基準として利用定員が20名以上の保育所型については、乳児室の面積は乳幼児1人について1.65平米としております。第45条では、職員の配置基準を決めております。保育士、嘱託医、調理員を置かなければならないとしております。保育士につきましても、乳児3人に1人、1歳以上3歳以下の幼児は6人に1人としております。また、48条では、利用定員が19名以下の小規模の職員の配置をしております。保育士、その他保育従業者、嘱託医、調理員を置くこととしております。

以上です。



続きまして、議案第75号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。この条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項に基づき、放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を規定するものです。放課後児童健全育成事業者は、市町村に省令で定める事項を届け出て事業を行うこととしておりますが、この条例を遵守しなければならないと規定しております。この条例の内容につきましては、国の基準どおりとなっております。内容につきましては、第10条で面積基準を児童1人についておおむね1.65平米と規定しております。11条では、支援の単位ごとに2人以上の県知事が行う研修を修了した保育士等の資格を有している放課後児童支援員を置くものとしております。また、支援の単位をおおむね40人以下の児童数としております。第19条では、開所時間を小学校の休業日は1日につき8時間、小学校の休業日以外は1日につき3時間と規定しております。1年の開所日数は、原則250日以上としております。以上です。

続きまして、議案第76号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例についてご説明申し上げます。この条例は、子ども・子育て支援法第20条の規定による保育の必要性の認定に関する基準を定めるものでございます。また、附則で鴻巣市保育の実施に関する条例は廃止をいたしております。

第1条では趣旨を、第3条で認定基準を定めており、保育の認定基準では1カ月64時間以上労働をすること、妊娠、出産、疾病、長期入院等をしている親族の介護、災害の復旧、求職活動、教育施設に在学、職業訓練を受けていることや児童虐待のおそれ、保護者の暴力、育児休業中など、10項目について規定をしております。第4条では、委任規定となっております。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(頓所) それでは、一括して質問すればいいのですよね。72号からなの

ですが、鴻巣市次世代対策地域協議会の設置に伴い、所掌事務に包括されたことから幼児保育審議会を廃止することですが、鴻巣市次世代対策地域協議会は平成23年の3月に条例が制定されました。そのときになぜ廃止をされなかったのか。何か理由があればお聞かせ願います。

(保育課長) 鴻巣市次世代対策地域協議会は、子ども・子育て支援法の公布に基づきまして、平成25年3月に設置条例の一部を改正いたしまして、地域版子ども・子育て会議に位置づけをいたしました。この協議会では、子ども・子育て支援事業計画の策定に関することや事業計画の総合的かつ計画的な推進を図ることを主なものとしております。また、幼児保育審議会につきましては、児童福祉法に基づきまして乳幼児保育の適正健全化を図ることを目的として設置されておりました。具体的な内容につきましては、主に保育料に関することや保育所の再編計画等の策定について検討をしていただいております。今回の幼児保育審議会条例の廃止につきましては、次世代協議会で子ども・子育て支援計画を策定している中で、保育所等や放課後児童クラブ及び地域子ども・子育て支援事業などの平成31年度までの利用見込み量や確保方策を検討していただいているところでございます。子ども・子育て支援事業計画の推進や必要となる処置について総合的に審議をしていただくことが必要ではないかということで、この計画を策定、検討していただく中で、そのようなことに鑑みまして幼児保育審議会を廃止することにいたしました。以上です。

(頓所) 廃止する時期なのですけれども、幼児審議会のほうは保育所の再編成の主に話をして、今回の次世代のほうは主に子ども、今回の条例とか、そういうことについての協議会というふうに解すると、編成はもう随分、幼児審議会の保育の編成は24年、25年でしたでしょうか、3月でしたでしょうか、そうすると逆を返せば平成25年の4月だかそのくらい、改正のときにこの条例を廃止してもよかったのではないかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

(保育課長) 幼児保育審議会につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、最近では保育所の再編計画を24年の3月に策定をしてい

ただきましたので、その後につきましては幼児保育審議会についてはうちのほうから諮問をするというようなことはございませんでした。25年度につきましても、開催はございませんでした。当初この次世代協議会を子ども会議に位置づけて検討をするということになったわけですが、その検討する中で保育所の各利用の見込み量だとか、どういうふうに31年度までの確保をしていったらいいかという議論になったときに、保育料だとか、それに付随するものもこの地域協議会で検討したほうが今まで検討していただいたことを踏まえるといいのではないかということで、時期的にはちょっとこの時期になってしまったということでございます。

（頓所） 済みません、ちょっといいですか。これって一括審議で72号から76号を全部言うということですよ。聞いてしまうということですよ。この時間。確認なのです。

（委員長） はい、一括。

（頓所） それでは、73号から76号についての条例、基準を定める条例についてお伺いします。

今回の条例は、国に定めた基準どおりというふうに解釈いたしました。それで、73号についてなのですけれども、条文の文言なのですけれども、第6条と第40条の文言なのですけれども、小見出しがあると思いますが、その小見出しで、6条では利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等というふうになっておりまして、40条（下線P.9「第39条」に発言訂正）のほうでは利用申し込みに対するというその文言がないのです。ほかのところを見ると、いろんな文言が同じなのですけれども、ここに利用申し込みに対すると入っているのと入っていない違い、細かいのですが、どのような見解なのか。部長のほうからご答弁いただけると。

（福祉部長） それでは、議案第73号の6条と第39条の見出しについて、片方に6条のほうでは利用申し込みに対するという文言があって、39条のほうにはないということについてのご質問だと思います。

6条のほうに関しましては、その前にもともとこの条文、この73号以降

は国、県から基本的な条例案というものを示されておりまして、それを確認しながら鴻巣市としてどうなのかという議論をさせていただきました。結果的に委員がおっしゃったとおり、国の基準どおりに鴻巣市に置きかえまして条文をつくらせていただいております。

第6条と第39条の見出しの違いについてですけれども、この部分においても国や県から示された内容とおりでつくらせていただいております。ただ、ご指摘のとおり、では中身の中でどう違うのかと言われますと、結果的には6条のほうは特定教育・保育施設のことを言うておりまして、39条のほうでは特定地域型保育事業のほうの事業者のことを述べておりまして、中身的には一緒でございます。ですので、委員ご指摘の違いが何なのかということに関しましては、極端な話6条と39条同じ中見出しでもよかったのかなというふうにも私のほうも理解をしております。今後条例の可決いただきまして、この後恐らく、国のほうもまだスタートしたばかりですので、何度か基準の改正等も発生してくるかと思えます。それに合わせまして、統一的な見出しがいいのかもしくは今のままがいいのかもう一度議論させていただきまして、一定の結果を出させていただきたいなと思っております。ただ、本文に直接、先ほども申しましたように違いはございませんので、その点をご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

（頓所）済みません。今私「40条」というふうに言ってしまったのですが、「39条」の文言訂正をお願いいたします。

続きまして、その第45条なのですが、特定地域型保育に関する評価等なのですけれども、市が認可を決めてやっていくと思うのですけれども、特に居宅訪問型保育というのはいわゆるベビーシッター等のことだと思うのです。そうすると、その監視体制というのですか、評価もさることながら、しっかり保育の質、サービスが保たれているかどうかというものについてどのようにされていくのかお伺いします。

（保育課長）質問のベビーシッター、居宅訪問型事業でございます。これにつきましては、地域型ということで市の認可という形になります。市の認可をいたしますので、当然市の職員がある程度その事業者と面接

をしながら、当然書類も審査はしていきませんが、事業者と面接をしながら進めていく、認可を出すというような形になろうかなと思います。その中で、市の職員がその事業者の資質だとか、その方の考え方だとかは十分その時点でも把握をできるのかなと思っております。また、実際に認可をして事業が始まった後につきましては、当然年何回かの指導だとか監査だとか、検査だとかというのも当然実施をしていきまして、そういうことが起こらないような体制づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

（頓所）はい、わかりました。

それでは、74号の第3条ですか、家庭的保育事業の対象年齢の確認なのですけれども、たしか3歳未満というふうに記憶しているのですが、ここは3歳以上も入っているのです。その見解をちょっと教えていただきたいのですが。

（保育課長）家庭的保育事業の対象年齢でございます。

これにつきましては、原則3歳未満と委員さんの理解のとおりでございますが、ただ特別の場合だとか緊急の場合でも3歳以上児を預かれるようなことで、この条例の中では3歳以上を預かる場合は職員何人というような規定になっておりますので、通常はないとは思いますが、震災だとかで保育所がなくなったりしたときには、この家庭的保育事業者が3歳以上の方も預けられることが想定されますので、そのような規定になっております。

以上です。

（頓所）それでは、基本的には3歳未満なのだけれども、緊急の場合を想定して3歳以上も入れたということによろしいですか。

（保育課長）はい、そのとおりでございます。

（頓所）それでは、第74号の第3条、2条ですか、保育の認定基準のところ、私の6月の一般質問の答弁でもいただいているのですけれども、保育の必要な理由として障がい児の保育という、母親の障がいというのは入っているのですけれども、障がい児の保育の認定はどのようになっ

ているのか。ここは母親の就業とか、母親の状況の必要性が書かれているのですけれども、子どもにとっての保育が必要な場合もあると思うのです。それで、子どもの状況、障がい児とか、母親が就労していなくても障がいのある子で集団的な保育が必要だといった場合も考えられると思うのですが、その辺のところの障がい児保育ということについてお伺いいたします。

（保育課長）障がい児保育につきましては、現在市の要綱におきましては障がい児保育という形で実施をしております。これにつきましては、子どもさんが障がいをお持ちの方ということで、ご両親の就労、例えばお母さんが働いているとか、そういうことは中には入っておりません。お子さんが障がいを受けていて、集団保育を必要とする方はお預かりをしておりますので、新制度におきましてもこの市の要綱は生きておりますので、そのまんま障がい児保育は実施はしていくと思います。以上です。

（頓所）はい、わかりました。

では、最後に。今回の新しいいろいろな各条例なのですけれども、国の基準は最低であって、それを高くしてしまうと事業所がなかなか手挙げられないとか、参入ができないとかいろいろな問題があると思うのですが、サービスの質とか保育の内容をぜひ市が認可する上で、監視体制とか、評価の体制とかしっかりやっていただければと思います。

（保育課長）今までは認可が県だとかで、うちのほうを経由して申請書だとか認可申請はして行って、認可者が直接設置者と面接をするとか、そういうことが多分、市はしていますけれども、なかったと思います。今後は市が指定をするということで、常に設置者及びその保育の内容等も監視はできるのかなと思いますので、その辺は十分努めていきたいと思えます。

（頓所）わかりました。

以上です。

（潮田）72号についてはなくて、73号の中で、3条3項のところを3行目を、他の児童福祉施設、そのほかの学校または保健医療サービスもし

くは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないという条文があるのですけれども、ここで指している児童福祉施設と学校、保健医療サービスもしくは福祉サービスってどういったものを想定しているかを教えてください。

（保育課長）これにつきましては、保育所、当然市内の認定こども園、保育所だとか小規模も想定はしております。それよりも、学校だとか、今後子どもさんが学校に上がるときにおきまして、学校との連携も十分視野に入れたものにならないといけないと考えております。それから、保育所だとか認定こども園に入所をしている子どもさんの状況を一番よく知っているのは保育士さん等もありますので、いち早く保育関係、障がいだとか、そういうのも見つけることもできるのかなと思いますので、保健所だとか保健センター等も連携はとっていかなければならないかと思っております。

以上です。

（潮田）これに関しては、27条3項のところで特定教育保育施設や小学校ほかの特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うそのほかの機関に対して支給認定子どもに関する情報を提供する際にあらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならないとなっているのですけれども、この連携のとり方というものについてどのように規定をして、どういう形での連携をとっていくのか。個人情報保護は必要ですし、だけれどもその子の保育にとって必要なことというのの連携はどのような形をとるのか。

（保育課長）連携につきましては、確かに今個人情報の関係もありますので、保護者の同意は必ずとらなければならないと考えております。それと、今もそうなのですけれども、学校の先生だとか看護師さん、それから保健師さん等と、障がい児を含めましてその子どもさんの事例研究というのですか、事例検討会みたいなものも必要ではないかと考えております。今は、障がい児の方を中心にPTAさんだとか作業療法士さん等を含めました、保護者も入っていただいて、その子どもさんをどのように保育していくかという形では実施はしておりますけれども、それ

を一步進めるような形でやっていかなければならないと考えております。

以上です。

(潮田) そこで大きくかかわってくるのが5歳児健診と教育との連携になってくるかなというふうに思うのですけれども、今回のこの条例の中で5歳児健診、別にそういうのは載っていないわけですが、そういった連携は保育のほうから積極的にとっていくのか、教育支援センターのほうから積極的にとっていくのか、どのような形なのでしょう。

(保育課長) 特に保育所のほうが、先ほども申し上げましたが、保育士さんが子どもさんの状況が一番よくわかっていると思いますので、保育士、保育所のほうから支援センターだとか保健センターのほうには情報も上げていかなければならないとは思っております。

以上です。

(潮田) 今の件について、教育支援センターのほうはどのようにお考えでしょうか。

(教育支援センター所長) 今保育課長がおっしゃったことも重々やっただけという事で、あとうちのほうと、支援センターと福祉部と保健医療部との連携ということで、そういういろいろなお子さんについての相談があったとか、いろいろな内容についての連携の会議をちよっとしていまして、そのところでかなり共有を図っております。そこでどのように支援をしていったらいいかという協議を毎月学期ごとにやっただけはいるのですけれども、ただ必要に応じて緊急に必要なときには、うちのほうは就学支援をやっておりますので、その絡みで緊急で会議を持つとかということはやっております。ですから、しっかりその情報を3機関で情報共有して学校のほうと連携をとっているということを現在進めております。

以上です。

(潮田) 続いて、74号のほうで、このA、B、Cとありますよね。鴻巣市内におけるA、B、C型、それぞれどういうところがあるのかを教えてくださいいただけますか。



(保育課長) 小規模保育事業のA型、B型、C型につきましては、現在鴻巣市で実施しておる認可外保育施設、学童保育、家庭保育室が今現在3カ所あるかと思うのですが、この3カ所がこのA、B、Cの小規模保育事業に一番近い施設ではないかと考えております。

以上です。

(潮田) それは、資料請求していただいた中の戸井田家庭保育室、たかいたかい保育園、家庭保育室風の街ということでよろしいのでしょうか。

(はいの声あり)

(潮田) それがA、B、Cで言うCになる。どこになるのでしょうか。

(保育課長) どれになるかということにつきましては、現在その家庭保育室のほうで自分のところはどれにするのかということと検討しておるのかなとは思いますが、こちらで考えるにはC型になるのではないかと考えてはおります。

(潮田) そうすると、いただいた資料の中でハッピータイムさんとか聖友保育園とかは市外のところに、市内在住のお子さんがそちらでお世話になっているのだと思うのですけれども、これそれぞれの現在家庭保育室の入所している児童への補助金というのはどのぐらい出ているものなのでしょうか。

(保育課長) 家庭保育室に入所している方の利用者、保護者の補助金なのですけれども、これにつきましては家庭保育室については各保育室で保育料を決めておるわけでございます。そういった中で、保育所とのちょっと差が出てしまうということで、毎月保育料の補助金を出しております。内容につきましては、その方の前年度の所得税の額によりまして補助金を出しているというような状況でございます。ただ、その補助金で出すことによって、現在ほかの保育所に入っている方とほぼ同等となるような形では考えてはいたのですけれども、若干やっぱり補助金のほうは少なく出てるというような状況でございます。

以上です。

(潮田) はい、わかりました。

続きまして、…74号でもう一つだけ確認です。事業所内保育所は市内に

幾つぐらいあるのでしょうか。幾つあって、利用者数がどのくらいいるのか。

（保育課長）事業所内保育所につきましては、現在1カ所でございます。利用者につきましては、その事業所の従業員の方が利用していると。現在は、それ以外の地域の方、一般、普通の市民の方は利用していないということで、何人利用しているかということは現在把握はしておりません。

（潮田）今後は、そういったことも市で把握をしていくということによってよろしいのでしょうか。

（保育課長）今後その事業所内保育所がこの支援制度に入ってくるようであれば、当然把握をしていくと。従業員が何名、それ以外の地域のお子さんが何人というような形では把握はしていきます。

以上です。

（潮田）今県としても事業所内保育所をすごく進めているかなというふうに思うのですけれども、先ほど1カ所とおっしゃっていましたがけれども、私が知っている範囲ではヤクルトさんとかがそういうのを2カ所やっていると思うのですけれども、現在は1カ所ということになるのですね。

（保育課長）うちのほうで把握しているのは1カ所でございます。

（潮田）では、75号のほうに行きます。

75号のほうの放課後児童健全育成事業の件。これは、8月11日に厚生労働省と文科省の連名で放課後子ども総合プランがホームページのほうにアップされていましたがけれども、その放課後子ども総合プランとの整合性というのは、この75条というのはどうなっているのでしょうか。

（保育課長）放課後子ども教室の総合プランとの整合性ということでございますが、この条例につきましては今後地方、県、国、市以外の方も放課後児童健全育成事業ができるというような形になります。これにつきましては、市町村に届け出を出していただくと。ただ、この条例に基づいた基準は遵守していただくというような形にはなると思います。現在市で、鴻巣市につきましては市の運営、またNPO法人に委託をして

いるという形で全小学校には設置をしておるところでございますが、この総合プランが7月31日に通知が来ているわけでございますが、その内容との整合性につきましては、これはあくまでも市町村に届け出る、健全育成事業をやるという形の条例になってまいりますので、実際民間の方がどのような形でやっていくかというのは、その民間の運営方針等によるものかと思えます。市につきましても、この健全育成の条例に遵守した学童保育室の設置基準はクリアしなければならないこととなりますので、あくまでもこれにつきましては市も含めてこの基準を遵守するという形で設定をしておるわけでございます。

以上です。

（潮田）そうすると、1点確認をしたいのですけれども、第6条のところの第4項で、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容についてみずから評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないとこれなっているのですけれども、現在はこの公表はされているのか、今後公表はどういった形で行っていくのか、お願いします。

（保育課長）現在につきましては、学童保育室、放課後健全育成事業につきましては、市のほうで市が直営と委託という形でやっておるわけでございますので、あとはNPO法人に委託をしているものが川里と吹上地区でございます。それにつきましては、毎年評価をしていただいて、うちのほうでして、モニタリング等を毎月実施をしながらはやっております。実際にそれを今後どのように皆さんに公表していくかということになりますけれども、当然今の時代ですので、市のホームページ等に掲載をさせていただきながら公表をしていきたいと考えております。

（潮田）次に、これが11条の4項になりますか、支援の単位についてですけれども、おおむね40人以下とするというふうになっている中で、1つの単位が、資料で請求させていただいた中に、田間宮とか何かは140人利用しているけれども、現在は2つだと思います。そういった本来40人で1つなのだけれども、この前も田間宮へ行ってきたのですけれども、かなりちょっとひしめいている状態かなという感じがあって、数字上ではそれほどになっていないわけですが、現状では子どもたちが人

数が多ければ多い分大騒ぎになる部分もありまして、こういったものについて今後解消が、今回の子ども・子育て支援のほうのいでくと6年生まで広がるということを考えると明らかに鴻巣地域のほうはいっぱいになるというのが考えられますけれども、現状ではそれについてどのように考えているのか、お願いします。

（保育課長）今後新しい制度におきましては、1つの支援の単位を40人という形で規定をしております。この40人につきましては、鴻巣地域においては1つの部屋が結構、ワンルーム、大きな部屋になっておりまして、その中に1人当たり1.65平米という形で定員を決めさせていただいております。今後40人を支援の単位という形になりますけれども、この1つの大きな部屋を間仕切りですか、カーテンだとかで仕切って、例えば80人でしたら40、40にする、40人でいくか、50人だったら20、25にするというような形でもいいというようなことになっておりますので、今大きな部屋になっておりますが、それを間仕切りをして支援の単位40人という形では考えております。そうすることによりまして、今よりも指導員の方がふえるところもあるかなとは思っています。また、逆に減るところもあるのかなと思っております。また、現在6年生、来年度6年生まで受け入れたときに、鴻巣地区においてはいっぱいになってしまうのではないかなということにつきましても、十分理解はしておるわけでございます。来年度になってからいっぱいだからということではなかなか対処できませんので、今のうちからどのようにしたらいいかという形で検討はしておるところでございます。例えば児童センターと併設している学童等につきましては、児童センターの一室をお借りをするとか、また学校の施設内にあるところにつきましては、学校の施設利用できるものがあればそれを活用していきたいなどは担当としては考えております。また、全然学校も無理だよ、児童センターと併設もしていませんよ、児童センターが学校から遠いよというような施設も中には幾つかございますので、そのところにつきましては計画的に子ども・子育て事業計画の中でも確保方策という形では示していきたいなと思っております。以上です。

(潮田) たまたま私地元が田間宮ですので、田間宮に行ったときに、本当に現状はかなり厳しいなというのを思いました。そこは近くに田間宮生涯学習センターがありますけれども、以前にトラブルがあったということで、向こうから学童さんは追い出されたというか、できないということで聞いております。そうすると、今後の文科省と連名で出たほうの通達、子ども総合プランでいくと、空き教室を使った放課後子ども教室との一体化ということがうたわれていますけれども、現実には田間宮小学校は全然空き教室がないということですので、そうするとそこから考えていくと今あるあそこの敷地にもうちょっと拡張していくとかを考えない限り、今回のこの条例ができたことに全然整合性がなくなってしまう施設かなというふうに思っていますけれども、そういったことが懸念される学童保育室というのは幾つかほかにもあるのでしょうか。あれば、そういうことが心配されているところというのを挙げていただけますか。

(保育課長) 学童保育室につきましては、先ほども申し上げましたとおり、児童センターを利用している、一室をお借りしている学童が5カ所ございます。ここににつきましては、ある程度児童センターの一室をお借りできるのかなと考えております。それから、現在の定員ベースで見たとところによりますと、今のところ定員から20名以上空きがある学童が2カ所、それから10名から20名の空きがあるところが4カ所、これを足しますと11カ所になります。それと、もう定員いっぱいだよというところが2カ所ございます。合計13カ所になるわけですが、今後5年生、6年生が来年度以降どのくらい入所をしてくるのかということも十分検討をしながら、対応方法は考えていきたいと思っております。以上です。

(潮田) できるだけ大変そうなところは現地に行って、一番大変な時間帯に見ていただくのが一番かなというふうに思います。以上です。

(菅野) 73条でお聞きしますけれども、この表を見ますと鴻巣の場合認定こども園になったのは結局エンゼル幼稚園だけで、ほかは今までと変

わからないで幼稚園でやっていくということなののでしょうか。

（保育課長）幼稚園の関係で、移行に関する事だと思えます。この移行につきましては、7月に県の意向調査、アンケートが来まして、それを通じまして市内の幼稚園に問い合わせ、意向調査をしたところ、来年度につきましては1つ、先ほど出た以外の幼稚園につきましては今のままでいきたいと。ただ、その中で2つの幼稚園につきましては検討をしたい、来年度以降についても早急に検討をしたいというようなお話は何っております。とりあえず来年度につきましては認定こども園に移行する幼稚園、具体的に今把握しておるのは1カ所でございます。それ以外の幼稚園については今までどおりの運営をやっていきたいという形では理解はしております。

（菅野）そうすると、今回の改革の中で政府は待機児童をなくすのと言っていますけれども、なくなりませんよね。ほとんどが幼稚園が保育園を併設しないわけですから、なくなると言われているのです。なぜかという、幼稚園の来る費用のほうが多いのですよね。保育時間が少ないのに国から出されるお金が幼稚園のほうが多いから、認定こども園で保育園児を多くしてしまうと採算合わない。幼稚園を多くしたほうが採算合うわけですから。幼稚園側もどうやったら採算が合うかというのが選ぶ試金石だったわけですね。結局幼稚園のほう国から来るお金が多いから、保育園のほう長いわけですから、それなのに安いわけですから、そこを直さなければ幼稚園児、保育園児にまでは保育はいかないと思うのです。待機児童はなくならないと思うのですけれども、そこら辺はどう解決できるのでしょうか。

（保育課長）幼稚園の認定こども園の移行につきましては、先ほど申し上げましたが、今のところは1カ所という形では考えております、理解はしておりますけれども、何でほかの幼稚園が移行しないのかということとで新聞紙上でも報道されているかとは思いますが、公定価格が思ったよりも……

（菅野）高いから。

（保育課長）という形では、直接私のほうも幼稚園の園長さんだとかか

らはお伺いはしております。ただ、将来的には認定こども園に移行せざるを得ないのではないかというような園長さんもおりました。その時期が来年なのか、再来年なのかというところを今判断をしていると。来年につきましてはそうないしという形で、再来年以降の移行について判断をされているものと考えております。

それから、待機児童の関係でございます。待機児童につきましては、毎年4月と10月に県のほうに待機児童の調査の報告がございます。昨年度につきましても、待機児童につきましてはございませんでした。今年度の4月におきましても、待機児童はございませんでした。今後鴻巣市におきましても待機児童がふえてくるものとは考えてはおりますけれども、実際児童数も減ってはきておりますが、保育所に保育を必要とする児童はふえるのではないかという形で今計画を策定中の子ども・子育て支援法によります事業計画の中にもそれらも見込み量を入れまして、確保方策につきましても検討していただいて、その計画に基づいて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

（菅野）今の言い分っておかしいのではないですか。この議会が請求した資料の15ページに、待機児童がゼロで、保留児になっているのです。入れない子は保留児になっています。馬室が2人、生出塚が5人。多いところはひまわりが7人。市外保育所が5人となっていますけれども、当局の言い分は公立で1人でもあいていればそこに入れるのだから、入れるのを市民の都合で行かないのだから、これは待機児ではなくて保留児だと言っているわけです。でも、行けない分は行けないのですけれども、その言い分にしても全部待機児がゼロになっているのですから、保留というのは待機児なのではないですか。これで馬室保育園、吹上、富士見とかひまわりとかは7人、あいているから、待機児童。おかしいですね。公立保育所が1カ所でも定数に満たなければ、2人以上の場合は1人の場合なら1人が待機児童になるのですけれども、保留児になるけれども、この呼び名ですけれども、これって保留児ではなくて待機児というのではないのですか。保育園に行けない子はみんな待機児ですよ、

いろいろな事情で行けない子は。何で保留児なのですか。これ待機児ではないですか、30人というのは。

（保育課長）この待機児童の定義につきましては、県で示されたものによりまして、県内どこの市町村も待機児童をカウントしているわけでございます。その中で一番大きなものが、先ほど議員さんが言いましたとおり、自宅から20分、30分の範囲の中にある保育所で、例えば1カ所でもまだ入所できる子どもがいた場合は保留児としろよという形になっております。今待機児童が鴻巣市につきましてはございません。というのは、どこかしらの保育所でまだ何人か入れる状況にございます。この保留児童数一番多いのが2歳児、2歳児が一番多いのかなとは思いますが、2歳児につきましても幾つかの保育所ではまだ入所が可能な保育所もございます。それにつきましては、保護者の意向によってその保育所ではということで待機をしていただいているという状況でございますので、待機児童につきましては統一された定義に基づいてカウントをしております。

以上です。

（菅野）では、この表は、待機児というところにどこかの保育園が1人余っているなら1人と書くのではないですか。これゼロになっているのですから、待機児ゼロですよ。これどう見たって。どこかへ1人定員あいているというのなら、2歳児のところどこかが待機児何人となっているのならわかるけれども、みんな保留児のところへ書いたって待機児が一人でもいれば保留児だというのは変ですよ、この表。これ見ました。保育課がつくったのですよね、この表ね。おかしいですよ。どっちにしる、そんなこと言われたって、上の子がこっちの保育園行っていて、下の子はこっちへ行けなんて、行けるわけないでしょう、考えただけで。それをあなたたちの都合で勝手に入らないのだから、待機児とは言わないなんていうのは、言葉を弄して市民の苦労を苦労としないということですよ。これ実際に待機児になっているところはどこなのですか。どうなのだろうね。これみんな保留児になっていてわからない。どこか定数になっていないところがあるのですよ、2歳児で。今言ったように。ど



こなんですか、それ。

（保育課長）先ほども申し上げましたとおり、待機児童の定義につきましては統一されたものだという形で考えておりますが、先ほども話があったとおり、上のお子さんがAの保育所、下のお子さんがAの保育所を希望、例えばした場合、Aの保育所がその年齢が入れないということであれば、ほかの保育所をうちのほうはあっせんというか、いたします。Aの保育所ではなくてBの保育所であれば例えばこのお子さんは入れるよという形であれば、その下のお子さんをBの保育所に入れていただければいいかなと思うのですけれども、実情的にはAの保育所とBの保育所が距離的に離れていたり、通勤途上等の関係でなかなか難しいということは担当としても理解はしております。ただ、定義上は、そのBの保育所にその下のお子さんが入れるということであれば、そのBのお子さんはAの保育所の保留児童という形になります。

（菅野）そうすると、認定こども園ということに関して、幼稚園に今行っている人は自分の幼稚園はどうなるのだろうとかといろいろ考えていると思うのですよね。例えば今回この中で小学校との連携なんていうのが公然と載ったわけですから、どうできるかあれですけれども、鴻巣の幼稚園の人たちはどのように今後の子どもの保育を考えているのでしょうか。別に市には関係ないから、そういう人はいいわけですね。幼稚園に勝手に行くから。エンゼル以外は関係ないと、そういう考えか。

（保育課長）幼稚園につきましては、この制度に入らないものにつきましては今までどおりの幼稚園と利用者との直接契約ということになるかと思えます。こちらとしては、今までどおりその内容につきましては余り理解はしておりません。

（菅野）これは、これからのいろいろ制度が出ていくわけでしょうけれども。

それから、74条で家庭的保育の中で、どこかに保育そのものに育児休業中は認めないというのがあった気がするのですけれども、今回の保育事業の中で育児休業中は保育を認めないというのは、この部分ではありませんか。どこかに育児休業中は認めないというのがあった気がするのです。

すけれども。育児休業中でも。

（保育課長）育児休業中の保育につきましては、議案第76条の鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例の中で育児休業中も基準に入りますよということですので、育児休業中につきましては上のお子さんについては引き続き現在入っているようであれば一緒に入ることとはできます。

以上です。

（菅野）この家庭的保育の中で、地域の保育園との、保育施設との連携というのが入っていますよね。どこでしょうね。それって簡単にいくのでしょうか。今やっているいろんな、たかいたかいにしろ、地域の幼稚園や保育施設との連携というのはなくてもやれていますけれども、これどこかにありますよね。やるようになっていきますよね。地域の施設の連携というのがあったと思う。

（保育課長）小規模保育につきましては、市内の保育所と認定こども園等を含めまして連携をするということになっております。これにつきましては、特に家庭保育室、小規模につきましては3歳未満児のお子さんをお預かりするということになりますので、例えばそこで3歳になったときに次の保育所なり、認定こども園なり、転園というのですか、変更せざるを得ないということも一つの理由かと思えます。その転園先といいますか、変更先を連携保育所なり認定こども園にさせていただいて、優先的にはありませんが、引き続き保育ができるようにというような形で連携をしていく、連携をしていかなければならないというような規定になっているかと思えます。これにつきましては、公立の保育所でも当然この連携施設にはなりますので、その今の小規模保育施設、どこの連携先がないということにつきましては、市の公立の保育所が連携先となることも可能でございます。

以上です。

（菅野）例えば今後先ほど認定こども園がこれからふえていく傾向にあるだろうと、それは多分いろんな保育方針を民間の活力でもうけでやってもいいというわけですから、やればここがいいとかと行くと思うので

す。勉強も教える、民間業者を入れてスポーツも教える。そのかわりお金を取るわけで、お金のない人は入れない。そういう状況の中で、例えば公立保育所が人数が減ってしまって、60人のところ例えば30人ぐらいになってしまったと。認定こども園とかにとられてしまって。そういう場合、公立保育所は安易に、減ったからこことここを合併しようとか、今だって古くなったからって190人と160人なんて合併しているわけですから、そういうふうになりはしないかと思うのですけれども、そこら辺は公立保育園の役割というのをどういうふうに考えているかお聞きします。

（保育課長）公立保育所の役割と人数が少なくなった場合ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、今子ども・子育て支援事業計画を策定して、31年度までの利用見込みと確保方策を検討をしているところでございます。児童の数は減少傾向にはあるのですが、保育を必要とする特にゼロ、1、2の低年齢児は増加をする見込み、推計でございまして、現在の計画の策定の31年度までにつきましては、市内の保育所、それから幼稚園が認定こども園になるというようなことで、極端に児童が減るといようなことは想定はしてございせんが、それ以後につきましては正直申しましてどうなるかわからないという状況かなとは思っておりますので、とりあえず31年度の計画の中では極端にこの保育所の子どもが減るとかということは想定しておりません。また、これにつきましては、28年度に見直しをしていくという形になりますので、その辺のところは入所状況等を十分把握しながら検討していきたいと思っております。

それと、公立保育所の役割でございまして、現在もそうでございまして、民間の保育所におきましては障がい児だとか、ちょっと手のかかるお子さんにつきましてはなかなかお引き受けをしていただけないような状況にもあるかと思っております。公立保育所につきましては、全ての市民の方が平等に保育が受けられるように、障がい児も含めて低所得者、それから母子家庭等も含めまして公立保育所で積極的にお預かりをしていかなければならないのかなとは考えております。

以上です。

（菅野）今のことは心強く受けましたが、言わせてもらえば公立保育所も保育内容を変えなければ本当に障がいのある子を育てる保育にはなりません。そこは一般質問で言いますので、ここではいいです。通告してありますので。

それから、C型が無資格者でもいいとなっていますね。C型は無資格者でもいいと。Aは資格者、Bは半分資格あればいい、Cは無資格者でも、1時間と2時間で3時間ぐらいですね、県が言うのは。3時間ぐらい保育の講習に出ればいいよというのですけれども、今まで実際に、たかいたかいにしろ、どこもみんな資格者がちゃんといますよね。保育の資格者ですね。中学校の先生とかそれでもいいとは学童なんかはなっていますけれども。C型が無資格者でやった場合、3時間講習を受けるにしてもいかなものかなと思うのですが、この点はどのような指導。いわゆる素人になるわけですから、指導するのかですね、その後。

（保育課長）C型の職員の関係でございます。A型につきましては保育士でなければだめだというような規定にはなっております。C型につきましては、家庭的保育者ということで、市だとか県が実際に研修をして、その研修を修了し、なおかつ市がこの認可をするわけでございますので、保育士と同等以上の知識及び経験を有している者という形で規定はしておりますので、保育士と同等の知識だとか経験を有している家庭保育者を置かなければ市としてもなかなか認可、認定することは難しいのかなと思います。これにつきましては、先ほども申し上げました、直接設置者及び保育士と面接をしながら、お話を聞きながら、どういう保育理念だとか、どういうことで保育をしていくとか、目的だとか保育方針等も十分把握はできるものと考えております。一番重要なことは、市長が保育士以上、同等かそれ以上の知識があるかどうかということを見きわめをいたしまして認可を出すような形でいきたいと思っております。

以上です。

（菅野）そんなこと言ったって、市は今障がい者だって団体行動ができるという高い基準の障がい者ではないですか。本当に脳損傷の子で、本

当にもう障がいがあって、でもそういう子などはどんぐりなりひかりなり、まごやまあたり、ああいう保育ではないと、水だの、いっぱい歩かせるだの、はだしでやるだの、そうしないと本当の育ち方ってしません。ですから、仮にそういう人が保育をしても、そういう保育者の保育のありようを今後市が指導していけば子どもに合った保育にはなると思いますが、なっただ後も認めるのはいいとしても、その後引き続き指導をよくしてほしいと思います。

時間ないので、最後学童で。これに64時間と書いてありますよね。76号って学童ですよ…。保育の必要性か。では、75号の放課後学童で、資格者1人と、学童の資格は別に保育資格ではなくても、中学校の先生でも何でもいいわけで、今もそういう状況でやっていますけれども、全部臨時の職員で、これ何とかならないかと思うのです。せめて1学童に1人でもいいから、もう田間宮なんか140人、普通60人、70人見るわけですから、正規の職員で資格のある人が配置できないかと思うのですけれども、ここはどうでしょうね。書いていないから、いいのですか。正規の職員でできないかと。皆さん5時に帰った後、学童は7時までやるのですからね。どうするのですか、2時間、何かあったら。正規の職員でできないか。

（保育課長）学童保育室の職員の関係でございます。確かに現在は臨時職員で全ての13学童を回している状況でございます。この臨時職員につきましても、長年経験を積んでいただいた方を主任指導員という形で、その学童保育室の、責任者ではありませんが、主任という形で回していただくということで主任指導員を1名置いております。これにつきましては、長年学童保育室に従事していた方、それと先ほどもちょっと申し上げたのですが、保育士と同等以上の経験だとか知識は私もあるかなと考えております。実際には、その方が事業の運営、事業内容だとか保育全てを回していただいているという状況で、現在は大過なく学童保育室の事業が回っているのかなと思っております。ご質問の正職員1名を常時置けないかなということでございますが、現在は保育課の中に学童担当ということで再任用職員を含めて3名で実施をしております。これに

つきましては、すぐ何かあった場合には対応できるように、例えばある学童保育室で子どもがちょっと騒いでいるよ、けんかをしているよといったときにはすぐ連絡をいただいて、5時以降でもその学童に職員が駆けつけられるようには考えております。また、児童センターと併設している学童保育室につきましては、当然児童センターの職員がおりますので、何かあったときの緊急の場合には助けを求めるとか、そういう連携も必要ではないかと考えております。現在は、そのような状況で学童保育室うまく回っているのかなと。大きな事故もございませんし、特に問題なく市内の13学童保育室は運営をできているのかなとは思いますが、ただ、職員がいないことがいいということでは考えておりませんが、それを補完する手だて、手段はとっていききたいなと思っております。以上です。

（菅野）それほど認めるのなら、学童の主任の人は何年かやれば正規の職員にすべきだと思うのです。今回契約更新を何回やっているかといえばみんなゼロです。だって、もう20年以上学童の先生している人いるではないですか。でも、すごくちんけなことやっていますよね。契約が切れる1週間前の日か何か、金曜日あたりに首にして、月曜日あたりに採用して、それではもう1回首にしたのですから、契約更新になりませんよ。前は何回なんて書いていたのに、このごろ3年以上だと正社員にしていけないというものですから、そういうふうにして今回これで調査やったらゼロから1回がほとんどで。そこら辺はきっちり、行政がそんなこそくなことをやらないで、ちゃんと契約更新だというふうにすべきではないですか。何かやり方が汚いのではないですか。22年以上勤めているのに契約更新はゼロですと。1日首にしたから、一旦首になったのだからなんてもう考えられないことをやっているのですけれども、これは変えるべきではないですか。

（保育課長）臨時職員の採用につきましては、保育所も含めてでございますが、契約期間を現在設けさせていただいております。半年という形で契約をさせていただいております。ただし、もう半年は継続という形で1年間お願いをしている状況でございます。確かに年度末の何日かを

皆さんに休んでいただいて、また4月1日からということで採用手続はしております。これにつきましては、臨時職員の事情等もあろうかなとは思いますが、扶養の範囲内で働きたい、それから週3日で働きたい、いろんな事情の中で今うちのほうで採用条件等をお示しして、これでいいよという形でうちのほうも採用しているような状況でございます。正職員にということにつきましては、私のほうでは今のところちょっとお答えはできないかなと思っております。

以上です。

（菅野）最後に。

この76号の第3条の（1）で、労働時間が1カ月において64時間以上労働することを常態とするとありますけれども、64時間ということは1週間だと16時間ですよ、4で割ると。16時間を4日でというと、1日4時間ずつ。今大変お金がない中で、割方子どもが小さいときからパートをする方がふえているのです。この場合、例えば16時間に、64時間にちょっと満たない範囲でも、常態とすることとは満たない場合でも認められるという対応をされるということなのではないでしょうか。そこだけ。

（保育課長）議案第76号の関係でございますが、労働時間につきましては1カ月64時間以上という形で規定はさせていただいております。これにつきましては、現在の週4日4時間の時間をそのまま使わせていただいております。これにつきましては、週4日4時間以上働いていれば申請ができるという形になりますが、現在もそうなのですが、週3日だとか週4日の3時間、週3日の何時間という労働につきましては、市内で実施しております一時保育で対応が可能となっております。週3日の方の勤務につきましては、一時保育でお預かりをしていると。お預かりできるという形で、保育につきましては週4日の4時間以上、64時間以上という形で現在と同じような時間数を設定をさせていただきました。

以上。

（菅野）一時保育って高いではないですか。パート代以上高いではないですか。勤めに行かないほうがいいですよ、一時保育では。高いですよ

ね、あれ。2,000円か。2,500円。高い。保育代より、パート代より高いではないか。1時間の……あれで800円になったか。それどうですか。それで実際に有効な施策なのか。

(保育課長) 一時保育の1日当たりの金額につきましては、今言った2,500円という形ではありますけれども、これにつきましては保育所のゼロ歳児の方をお預かりした場合、今所得の一番多い方、最高額が月5万5,000円でございます。2,500円、20日預けると5万円になりますので、逆に考えますと所得の多い方、共稼ぎの方は結構になるのかなと思うのですが、と同等の保育料、一時保育料を設定をしているものでございます。以上です。

(菅野) 終わり。それでは事業できないわ。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)



(開議 午前10時39分)

(委員長) 再開します。

ほかに質疑は。

(加藤) まず、73号から74号までの関係で、国の基準に従って今回新しく条例が制定されるということで提案されているわけですが、今までの保育内容とかいろいろなことの中で大きく変わる点は何なのか。運営する側と、また預ける側としてのそういった変わる点がどういったものが主立ったことが、大きく変わる点があるのかをまずお聞きしたいと思います。

(保育課長) それでは、今までの保育と大きく変わっている点でございますが、原則的にはそんなに大きな改正というか、変わった点はございません。原則といたしまして、条例は設置はいたすのですが、利用者、保護者にとりまして、この条例を認定こども園だとかの申請だとかに当たりまして、保護者の、利用者の方に去年までと申請方法だとか大きく変わることがないように、また保護者にとりまして申請を2回やるとか、そういうことがないような形で考えております。原則去年と同じような



形では進めていきたいという形で考えております。

以上です。

（加藤）そうですね。国の、ここに細かくはそういうことは書いていませんけれども、今までは直接市のほうにとか、保育所の関係なんかは市のほうに申請をすれば、それで調整した中で決定するというふうなことでしたけれども、子ども・子育て支援のほうでは一旦、どこに出すのでしたっけ、２段階でそれが決定していくというふうな国の内容になっているかと思うのですけれども、そういうことは関係なく今までどおりやっていけるような方法でやっていくお考えなのですか。

（保育課長）申請の方法につきましては、本来は認定を先にさせていただいて、その後入所申請という形で考えてはいるのですけれども、本市におきましては利用者にとっては二重の申請になってしまうという形で、1回で済ませるような方法を今検討をしているところでございます。また、認定こども園につきましては、本来は利用者と施設との直接契約になるわけでございます。利用者は認定こども園のほうに申請だとかを上げることになるかと思うのですけれども、それにつきましても市役所でもいいよ、認定こども園でもいいよという形で申請は上げていただいて、もし施設のほうに上がってきたものについてはうちのほうに届けてもらう。入所の判定につきましては、当分の間市のほうで調整をしていきたいと考えております。これにつきましては、従来どおりの方法と何ら変わるころはございません。

以上です。

（加藤）それと、やっぱり今の全体にかかわることなのですからけれども、保育士と子どもの比例ですか、幼児、子ども何人に対して職員何人と、そういう基準があるではないですか。それも国にのっとなって出ているかと思うのですが、いろんな前私もそんな話で質問をしたこともあるのですけれども、やはり子育て支援をする中でもうちょっと職員の配置の基準を高くしてやっていくべきと前から私自身思っているのですけれども、そういったことなどは全然この条例を定めるに当たって考えはなかったのでしょうか。

(保育課長) これにつきましては、国の基準どおりという形では最初から考えておりました。これをもっと厳しくということになりますと、この制度に入ってくるところがやっぱり少なくなってしまうのではないかなど。例えばゼロ歳児を今3対1という形で基準にはなっているのですが、これを2対1ということにしますと、この支援給付事業に入ってくる、うちのほうで確認をするときに、2対1でありますと民間でありますとその分保育士が必要になってくるという形も懸念されますので、そうするとなかなかこの制度に入ってこられないのではないかなどということで、基準につきましては国の基準どおりという形でご説明を申し上げました。現在も同じ職員配置になっています。ゼロ歳児は3対1、1歳児が4対1だとか、3歳児は20対1という形で職員は配置をしております。ただ、公立保育所につきましては、ゼロ歳児が当然今後ふえるということも見込まれます。また、4月当初につきましては、子どもも保育所になれないということで、3対1、1人の保育士で3人見るというのはなかなか大変なのではないかなどという形で、今後もふえることを見越しまして、若干職員体制は余裕には、当初4、5月あたりにつきましては配置をしているような状況でございます。

以上です。

(加藤) 本当にゼロ歳児からということで、まだ本当に8カ月、大体8カ月とか、保育士によってはもっと数カ月から預かるところも今はやっていたいているわけですがけれども、やはり動き出したゼロ歳児って、1歳未満でもう歩く子どももちろんいるわけですし、やはり3人を1人で見るなんていうのは本当に大変だと思うのですよね。4月に少し強化しているというふうなことなので、多少は今ほっとしたというか、そんな感じを受けるのですけれども、やっぱり幼稚園なんかはもうもっと25人とか何かの中でやっているわけですから、4歳児、5歳児という子どもたちに対しては基準どおりでもいいかなと思うのですけれども、やはり今後のことにおいてぜひそういうことを考えていただければと思うのですけれども、その基準にのっとったことでつきりやらないというつもりなのか、その辺をお聞かせください。

(保育課長) 職員配置につきましては、やっぱり役所の中で、机の上だけで基準だけで3対1、4対1ということ判断しますと、やっぱり現場の保育士さんの声とはちょっと違うのかなという感じはしておりますので、今後ともできるだけ現場の所長等の声を聞きながら適切な職員配置はしていきたいと。ただ、ゼロ歳も半年たつと1歳になるのです。4、5、6、7、8、半年ぐらいはゼロ歳という形でいるのですけれども、9月、10月になると1歳になるのです。そうすると、やっぱり3、1でもまだ大丈夫なのかなという気はしているところ、平均的にすれば3、1でいくのですけれども、考えております。

また、1歳につきましても、特に後半になると、2歳に近くなってくるという形になると4対1よりも6対1、国の基準どおりの6対1のほうが子どもにとってはいいのかなということも考え合わせまして、現場の保育士さんとの意見を聞きながら、適正な配置は基準の中でやっていきたいと思えます。

以上です。

(加藤) 現場の声をぜひ本当に聞いていただきたいというふうに思っています。

では、議案75号の放課後児童のほうに行きたいと思えます。その中で、先ほど児童1人につきおおむね1.65平方メートルというふうなことで、実際本当に大丈夫なのかということで実態を聞かせていただきましたけれども、本当に来年度からは5年生、6年生、吹上の地域においてはもう既に6年生までお預かりしているということ実態あるわけですけれども、ましてや下忍と、あと吹上ですか、立派なというか、本当にいい学童保育室をつくっていただいて、もう今健やかに実は育てていただいているかと思うのですけれども、特に旧鴻巣とか、そういったところでのまず面積的な、場所的な施設、それが本当にどのぐらい来るかわからないけれども、来ることを想定してやはり準備していただかなければと思うのですけれども、その辺は先ほども答弁ありましたけれども、具体的にどのぐらい、もう希望もとると思うのですよね。もう既にこれから。来年の5年生、6年生になる子から希望をとる中で、来年4月になって

初めて、では誰が来るのだろうかではなくて、事前に各学校からの人数把握ができると思うのですけれども、どっと来たときにはどうしようかみたいなの、具体的な何か考えているものがありましたらもう一度ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

(保育課長) 来年度鴻巣地域におきまして5、6年生を受け入れるということになるのかなと思います。実際吹上と川里地域につきましては、5、6年生を受け入れをしているところがございます。この実際の数からしますと、本当に少ない、何%以下の人数しかお預かりはしていないという状況になります。果たして来年度鴻巣地域の5、6年生がどのくらい学童保育室に入ってこられるのかなというのが一番心配でもあり、頭の痛いところではあるかと思うのですけれども、吹上と川里と同じ率で入ってくるということであれば、本当に何カ所かの学童保育室のみの定員オーバーをするのかなという形では考えております。ただ、近年1年生の入所希望が大変多くなっております。ある学校では、学校に入学する1年生の4割、3割、いいところで5割近くまで学童に入所をしたいというお子さんが多い小学校も出てきております。これにつきましては、来年度も必ずそのぐらいの確率で入所をしてくるのかなという推測はできます。ただ、1年生と6年生を比較したときに、どうしても1人1.65という枠がありますので、多くなった場合はとりあえず選考をしなければならぬ場合も出てくるのかなと思います。その場合は、どうしても1年生、2年生が優先をされるのかなということを考えております。また、5、6年生につきましては、塾だとか習いものだとかいろんな放課後やられるということで、学童に来るお子さんはやっぱり少ないのかなということでは考えておるのですが、実際何年か状況を見ていかないと正確な推測も難しいのかなと思っておりますので、今後十分入所児童の把握には努めてまいりたいと思います。

以上です。

(加藤) まさに今5、6年生だけでなく、3分の2近くではないですけれども、本当に1年生の子を預ける。最初は学童に預けなくて普通に帰っていた子たちも何月から何かまた学童に入れるとかと、減ることな

くやっぱりふえていますよね。特に1年生なんかの場合ね。ですから、そういうことを考えた中で、やはり施設がなければどういう状況になるかということはもう言わずともおわかりになるかと思しますので、その辺本当少子化というものの、働くお母さんがふえる中で今後どうやっていくのかということを実際に十分検討していただきたいなというふうに思っています。

では、内容を変えますけれども、学童保育室の職員の関係なのですが、先ほど13学童というのは鴻巣地域の学童保育室のことかなと思うのです。13学童というのはね。全体的にこれやはり公営でやっている、鴻巣地域はこの条例ができた中で臨時職員なりで運営するのにそれほど問題というか、これにのっとしてやっていくということで臨時職員さんかなと思うのですけれども、川里は社協ですよ。吹上においては、NPOで立ち上げている「はばたき」等2カ所でやっているわけですがけれども、話を聞きますとさいたま市などはもうほとんどやっぱり指定管理でやっている学童保育なのかなというふうなことなのですから、40名でというふうなこともありますけれども、もう今既に小谷小学校なんか40名を超えているのかな、そういう状況も起きているわけですよ。そういうところで、さいたま市なんかは40名以上の学童保育室の中には常勤職員、常勤というか、正規職員を1人ではなくて2人きちんと置いてやっているというふうな話もちょっと聞いています。やはりそれには指定管理料を上げなければそういう正規職員も雇えないわけですよ。なので、今後やはりそういう1年生が特にまたふえてくる中で、指定管理者としてやっていただいている、そういうところに対してのそういう職員配置というものは、先ほどは各保育課の誰が担当してとかというふうなことでしているみたいなことありましたけれども、NPOでやっているところにはそういう行政のほうからの職員の直接の仕事としてやってはいないと思うのですよね、指定管理ですから。お任せしてやっているのですけれども、その辺どのように考えていただけるのかお聞かせください。

（保育課長）指定管理者への人件費の関係でございます。現在の指定管

理料につきましては、児童何人に1人という形で職員配置の計算をいたしまして、当初4月に指定管理契約を結んでおります。その中で、どうしても入ってきたときにちょっと手間のかかる子だとか、途中入所で基準の人数を、ふえてしまうというような状況も出ようかなと思います。その場合につきましては、補正予算を組ませていただきまして、何対幾つの職員配置ができるような形で予算は組んでおります。今後もそのような形で実施はしたいと考えております。

以上です。

(加藤) あとそれと、19条の中の(1)のところの小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業の、1日につき8時間というふうなことになっていますよね。(2)のほうは普通、平常のときには3時間とありますけれども、これ学校の授業の休日に、休業日ということは夏休みとか、そういう長期休業の日を指しているのではないかとは思いますが、これも基本的に8時半からでしたっけ。8時半から4時半でした。8時から。

(8時の声あり)

(加藤) 8時から4時。8時間。それで、8時から7時という8時間ではないですよ。1日につき8時間とするというふうになるわけですよ、ここの条例です。普通の日には授業が終わって預けるわけですから、これでも3時間ではちょっと足りないかなというふうに思うのですが、特に夏休みでも働くお母さんとか、保護者の方は夏休みだから早く帰ってくるわけではないですよ。そういったときに、この時間単位でこれ決めたときには、その子どもたちはどうなるのですか。

(保育課長) 19条の時間につきましては、1日8時間という形でこの基準では定めております。ただ、これ以外に市が実施している学童保育室につきましては、設置条例と規則、それから指針等ございまして、現在は夏休み中については8時から夕方7時まで実施をしております。この基準とは別にありますので、その辺のところにつきましては市の学童保育室の基準に基づいての時間で実施はしております。

また、休業日につきましても、これでは1日3時間と書いてありますけれども、授業が終わってから7時まで実際実施しておりますので、これも別なもので設置条例、設置基準に基づいて実施をしております。これは、あくまでも学童保育室を他の団体が実施をしたいといったときのこの最低基準になるわけでございます。これ以上であれば、うちのほうはその学童保育室を認めるという形になろうかなと思います。

以上です。

(加藤) それで、24条のところに、この条例に定めるほか必要な事項は規則で定めるとありますけれども、今の保育時間の関係もあるのですけれども、例えば保育料的なものというのは、一般的なこっちの保育の関係は時間外の場合は自己負担になるみたいなことがありますよね、国の基準ですと。ここには保育料が無料になるということは一切出てきていませんけれども、前のところもそうなのですけれども、そういう時間外、今基準としては8時間ということだけれども、実際8時から7時まで長期休業のときはやっているということですから、時間外になったときの保育料というのは、先ほどの普通の一般的な保育所もそうですけれども、学童保育室の保育料はどんな状況なのですか。これからどんなふうになるのですか。

(保育課長) 学童保育室の保育料につきましては、市の設置条例の中に保育料が決められております。これにつきましては、今後検討をしていかなければならないものと考えております。あわせて、延長保育、例えば7時以降にやった場合だとか、そういうものにつきましても検討しなければならぬと考えております。現在は、学童保育室、最高月1万円で、夏休み中であれば8時から7時までお預かりをしております。普通の日であれば、学校が終わった後7時までお預かりをしております。

以上です。

(加藤) では、保育料の関係とかというのは今設置条例の中で市のほうが決めていくということですから、それは今後決めていくということになるわけですか。

(はいの声あり)

(加藤) では、この75条の関係で、今後この条例をつくっていく中で、やはり公営でやっている学童保育室と指定管理者ということでやっている学童保育では、今後それをどういうふうにしていくつもりなのですか。というのは、今までどおりでほとんど変わらないのか。というのは、指定管理でということは、例えばスポーツ施設とか、最近では大きくいろんなことで企画してやっているのかなと思うのですけれども、映画館とか、ああいうところを指定管理にしていますよね。ある程度指定管理を受けたところが自分たちの自主的なことでいろんなことができるというのがあるではないですか。スポーツ関係にしてもね。あと、図書館にしても今度あそこでコーヒーが飲めますだとか何かと、そういういろんなことで、いい意味でやっていただいているかなと思うのですが、学童保育の場合には、ましてこっちは公営でやっている、こっちは指定管理でということで、運営の仕方が違うわけですよ。その辺今後どういうふうにご検討いただけるのかお聞かせいただきたいのですけれども。

(保育課長) 指定管理につきましては、鴻巣、川里、吹上と、鴻巣については直営でやっていて、吹上、川里につきましては指定管理をやっていると。これは合併前からの経緯がございますので、今後も吹上、川里につきましては指定管理でやっていくという形では考えております。以上です。

(加藤) そういう意味では、これも今後も指定管理でやっていくということではいいのですけれども、内容的にこの条例ができたときにはほとんどやっぱり市の決めた中で全て、先ほど言ったようにほかのスポーツ施設とかのそういうところである程度自由さがあって、いろんな運営の仕方していただけますけれども、学童保育室においてもそういうことが可能なのですか。ある程度自分たちでいろんなことを企画したりとか何かというふうなことは自由にできるということによろしいのでしょうか。

(保育課長) N P O 法人で指定管理をやっているところにつきましては、現在も自主事業という形でキャンプに行ってみたり、親御さんとの交流等も含めた事業はやっておりますので、学童保育室本業のほかに自主事業としてやっていただくものについては引き続き可能ではないかと思ひ



ます。

（加藤）では、この条例ができたからといっても、そんなに縛られてやらなければならないということはないのですね。

（保育課長）これらの条例につきましては、民間の団体が新たに学童保育室をやりたいといったときにこの条例を遵守していただくという形になります。NPO法人につきましては、市からの委託という形になりますので、公設ということになりますので、現在と何ら変わるものはないと思います。

以上です。

（加藤）わかりました。

では、76号に行きます。先ほどの前任者の質問の中で、週4日で働く人以外は一時保育にというふうなことも説明がありましたけれども、子ども・子育て支援法の中に、国のほうで考えていたのは例えば週3日でも短期保育が何かできるみたいな、そういう内容が入っていたのではないのでしょうか。先ほど一時保育にというふうなことがあったかと思うのですが。

（保育課長）短時間につきましては市町村で定めることができるという形で、うちのほうは今と同じ64時間という形で設定をいたしました。ほかの市町村においては、3日、48時間だとかでしているところもあろうかなとは思いますが、近隣等も情報を確認したところ64時間が、今と同じような時間で設定しているところが多くございました。

以上です。

（加藤）先ほど前任者もそれなら働きに行かないで、それは本当は働くことなくお母さんというか、直接子どもさんを育てるのが一番理想的かなと思いますけれども、そうはいかないで、今預けるお母さん、働くお母さんが多くなってきているわけですよ。近隣のところも国の基準にのっとってのというふうなことが今ありましたけれども、やっぱり週3日、1日違いの中で一時保育で毎日毎日お金を持っていくんでしたっけね。何かそういう一時保育でなくて、やはり短時間は短時間なりの規則はもちろんつくらなければならないと思うのですけれども、やはり週4日でな

ればならないということではなくて、週3日でも鴻巣市として独自に、上回らなければいけないわけですね。国の基準よりは下回らないようにということですね。上回ることは、何ら国のほうから指摘されることはないと思うのです。やっぱり子育て環境日本一というふうなキャッチフレーズを上げているこの鴻巣市ですから、やはりその辺も十分考えるべきだというふうに思うのですけれども、近隣の動向を見るのではなくて、やはり鴻巣市独自として考えるべきだと思うのですけれども、その辺、もう今ここでこれを訂正するなんていうことはできないのはもちろん私もわかっていますが、今後においてそういったことも考える、検討する余裕があるというか、考えがあるかを聞かせていただきたいと思います。

(保育課長) 保育の基準でございますが、先ほども申し上げましたとおり、週3日の方は一時保育を利用可能だというお話で、市としては64時間以上の基準を設けさせていただきました。週3日の方が一時保育を利用した場合、1日2,500円として1週間7,500円を計算いたしますと、保育で1カ月を考えると、先ほどもちょっと言ったのですが、5万円だとか5万5,000円ということになろうかなと思います。その辺のところも考慮いたしますと、週3日のお勤めであれば一時保育を利用したほうが、所得にもよりますけれども、保育料は安く済むのではないかなという形で、現在につきましてもそのようなことをご案内を申し上げております。それにつきまして、市民の方から週3日にしてほしいというようなお話も余り聞いておりませんので、従来どおりの64時間でいいのかなという形になります。

また、これを週3日まで引き下げてしまいますと、当然申請者はふえてまいります。当然待機児童もふえてまいります。本来入りたいフルタイムで、育児休業明けで預けて働きたいという方ができないということも考えられるのではないかと思いますので、従来どおりの64時間で設定をさせていただいているところでございます。

以上です。

(野本) 私のほうからは、76号について伺っていきたいと思います。

この条例の附則を見ますと、2の2項の部分に鴻巣市保育の実施に関する条例、これは廃止するというふうになっております。この廃止する条例と今回新しくつくられる鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例、この違いといいますか、意味合いの持ち方というのはどのようになっているのかを伺いたいと思います。

（保育課長）現在の保育の実施に関する条例につきましては、実施基準が7項目にわたって基準として定められております。そのうちの 하나가市長が特に認めたものということになりますので、実際は6つの項目になっております。変更点につきましては、1の先ほども出ていました64時間という時間制限が今度入ってきたという形になります。それから、育児休業中、求職活動という形で明文化をしております。ただし、現在におきましても育児休業中、それから学校へ行っているとか就学活動を実施しているという場合でも、特に市長が認めた場合という形でお預かりはしております。

以上です。

（野本）今の説明を聞く中では、では今までの実施とこの新たな条例による変更による実際の変化というのではないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（保育課長）利用者にとりましては変わりはないと考えております。

以上です。

（野本）そうすると、条例改正という方法をとらなかったというのはどのような理由になるのでしょうか。

（保育課長）私のほうでも、担当といたしましても実施に関する条例の一部改正でいけないかという形で当初検討はしておりました。ただ、近隣市町村と情報交換をする中で、近隣の市町村も新しく、廃止して認定基準に関する条例を設定をするよということがございましたので、鴻巣市におきましても余り近隣市と変わっていてもということで、足並みをそろえるということで上程をさせていただきました。

以上です。

（野本）足並みをそろえるというのが正当な理由かどうかというのはち

よっと私にもよくわかりませんが、内容は基本的には変わってなくて、今まで明文化されていなかったところがはっきりとしてきたということだと思います。解釈をいたします。

この認定の基準については、これまでの質問にもありましたけれども、要は私の感じる感覚では、いわゆる学校に行く前の幼稚園ですとか、かつて4歳ぐらいからと、そのぐらいの年代から通っていくのが通常だなというふうに思っていたわけですがけれども、それがどんどん年齢が下がってきて1歳とかゼロ歳とかという話にもなりつつある中で、やはり本来は先ほど加藤委員もおっしゃったように家庭で育てるとというのが基本にあって、そういう中でこういう整備をしていくということになるわけですがけれども、その辺のその家庭で育てるのが本来であるという部分というのは、こういう保育所の基準の中からでは余り出てこないものなのではないでしょうか。

(保育課長) 子育てにつきましては、私も委員さんと同じような考えで、本当はお母さんが育てられる環境が整備されていることが一番大事ではないかと考えております。これにつきましては、現在子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定をしているところでございます。この計画の中には、当然教育、幼稚園の部分、それから保育の部分、それと子育て支援事業という形で、子育てに関する全ての事業を網羅をいたしまして計画を現在策定中でございます。鴻巣市におきまして、いかに子育てがしやすい環境づくりをしていくのかという指針にもなるかなと思っております。現在策定中でございますので、その辺のところも含めて検討をしているところでございます。

以上です。

(野本) そうしますと、保育課以外の担当課との連携ということになっていくと思うのですがけれども、その辺も計画の策定の中に入れていくというふうになるのでしょうか。

(保育課長) はい、そのとおりでございます。子育てにおきましては、医療部門、健康福祉部、それから教育委員会、学校のほうもありますので、連携を十分とりながら進めていきたいと思っております。

以上です。

(野本) 待機児童という言葉がありますが、よく聞くのは本当に待っているのは子どもではなくて親のほうだと、家庭のほうだというふうによく私なんかも言われるわけですけれども、本来子どものことを考えて市が適切なアドバイスをしていけるということが本当に大切なのではないかと思います。その計画というのは、大体いつごろでき上がるように今進められているものなのですか。

(保育課長) 計画につきましては、今年度中に策定をする予定になっておりますが、ある程度骨子がまたまとまるのが12月、来年の1月ごろには骨子がまとまるのではないかと思います。

以上です。

(野本) 終わります。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。漏れているというような。ないですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 議案73号、今回の子ども・子育て新法案は、そもそも企業の参入を認めるということが大前提にあるわけです。給付費については、用途制限がついていないために人件費を抑制して利潤を生み、他事業に利用することも可能であり、保育の質の向上にこうした場合はつながりません。まして、障がいのある子や家庭的に困難な低所得者の子は入所を断られることもあるわけです。また、特別保育は、園児に格差を生じさせるものでもあります。こうしたどの子どもも育つという保育の観点からは外れたものでありますので、反対をします。

第74号、家庭的保育室について定めています。この中では、いわゆる3時間ぐらい講習を受ければ保育事業者となり得るというC型の小規模事業も入っています。これまでも言われているように、無資格者が行う保育で園児の死亡率がふえているというのが実態ですので、こうした点を

指摘し、反対をします。

それから、日常的に連携を持たなければいけないというのも、ない場合は市の保育所が責任を持つと言いますが、この点も近隣に保育所があるのかも含めまして、小規模保育園では運営困難の理由の一つとされているものであります。

75号については、これは学童保育室が放課後児童、名前が変わりましたが、75号学童保育ですが、保育学齢が上がることは認めるものですが、本市におきましてもそうですが、とにかく非正規の職員で、いわゆる女性の労働現場が非正規の臨時の職員、無権利の状態、仕事は正規の職員と同じか、それ以上の責任と負担を押しつけられる。その見本が鴻巣の学童保育室です。全て非正規の労働者で行われている。学童保育の臨時の職員は78人、保育所に至っては155人という事態であり、まして3年以上契約した場合は正規の職員にという中で、更新回数はゼロという不当なものになっております。年度末に一旦解雇をして、新年度に新たに採用するという、こんな手段で20年以上も安いお金で勤めている自体女性の労働を保障する立場からもほど遠いものですので、反対をします。

76号に関しましては、要件の第1が64時間以上労働することを常態とするとありますが、今本当に非正規の労働者の中で、母子家庭などは3つぐらい仕事をかけ持たないと仕事がないです。正規の職員で採用されませんので、保育所に行く朝御飯を食べさせられなくて、おにぎりを車の中で食べさせながら行く、そういう状況も続いている中で、この64時間以上労働という点については改善をすべきです。今日の労働実態に見合った改善をすべきですので、こうした点を指摘し、反対をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第72号 鴻巣市幼児保育審議会条例を廃止する条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条

例について執行部の説明を求めます。

(中央公民館長) それでは、議案第77号 鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。各委員さんには新旧対照表が渡っているかと思っておりますので、そちらも参照いただきたいと思います。本条例の一部改正につきましては、吹上総合施設内に平成26年12月にオープンを予定しております公民館の名称及び位置につきまして、第2条並びに第6条中の別表第1を改めるとともに、第10条の別表第2の施設の使用料を改めるものでございます。別表第1の施設の名称は、鴻巣市吹上生涯学習センター、位置につきましては鴻巣市吹上富士見1丁目1番1号でございます。別表第2の施設使用料につきましては、公民館使用料の見直しの中で各部屋等の貸し出しに当たり、1時間の使用料を100平米以下につきましては100円、200平米以下につきましては200円、200平米を超えるものにつきましては300円との基準を設けましたので、それに合わせて設定をしております。したがって、施設使用料は他の公民館と同額となっております。ただ、ほかの公民館とは違い、本施設にはギャラリースペースを有しておりますので、こちらにつきましてはコミュニティーセンターのギャラリー使用料を参考に設定をしております。

また、公民館の利用申請につきまして、利用日の2カ月前から予約が可能なことや施設の維持管理に伴う委託契約等について、その準備行為についての規定を附則において新たに加えております。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(野本) 施設使用料につきまして、新旧対照表を見ますと大ホールが300円で、新しい生涯学習センターのホールは200円ということで、この基準そのものは変わっていないということによろしいのでしょうか。

(中央公民館長) 施設が少し小さくなりますので、その関係で先ほど申しましたように200平米以下については200円という中で設定をしております。



(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第77号 鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

それでは、福祉部以外の執行部は退席してください。

引き続き議案第62号から議案第71号までの10件について執行部の説明を求めます。

(福祉課長) 議案第62号 鴻巣市福祉事務所設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本年4月に、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められ、本年10月1日から施行されることに伴い、条例で引用する法律の名称を改めるものでございます。

続きまして、議案第63号 鴻巣市重度要介護高齢者手当支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。重度要介護高齢者手当の支給対象者の中で、重度心身障害者手当の支給も受けている方につきましては、支給対象から除き、重複支給を解消するものでございます。

以上でございます。

(障がい福祉課長) 障がい福祉課の上程する議案につきましては、64号から第68号まででございます。この条例改正につきましては、改正が4件、廃止が1件でございます。全般的に国、県の制度改正、法律改正、それから要綱改正等に伴って市の支給に関する条例が変わってきたものです。改正したものです。

それでは、議案第64号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正であります。これは、平成26年4月に埼玉県の高齢心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、本市においても来年1月1日から精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方を新たに支給対象に加える一方、65歳以上の方が新たに重度心身障害者となった場合については支給対象から外させていただくものです。

また、平成27年4月1日以降の療養に係る一部負担金から食事療養費標準負担額を控除することとしたほか、平成25年12月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布され、名称が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正され、本年10月1日から施行されることに伴い、条例で引用する法律の名前を改めるものです。

次に、議案第65号は、鴻巣市小児慢性疾患見舞金支給条例の一部改正であります。これは、平成27年4月1日より小児慢性疾患の手術を受けた児童、またはその保護者に対して支給する見舞金の受給資格から所得要件を除く一方で、見舞金の支給については手術を受けた日の属する年度につき1回とし、支給額を10万円に改めるものです。

次に、議案第66号は、鴻巣市難病患者手当支給条例の一部改正であります。これは、平成27年1月施行の難病の患者に対する医療等に関する法律の改正や児童福祉法の改正に伴い、平成27年1月1日以降難病患者等の指定については、難病は現在の56疾患から約300疾患に、小児慢性疾患が現在の514疾患から600疾患に段階的に拡大されることに伴い、平成27年1月以降の手当の支給額については月額5,000円から月額1,000円に引き下げるものです。

次に、議案第67号は、鴻巣市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例であります。これは、平成25年4月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、この条例に定めるホームヘルプサービスは同法に規定される居宅介護サービスとして利用できることから、鴻巣市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止するものです。

次に、議案第68号は、鴻巣市重度心身障害者手当支給条例の一部改正であります。第1条においては、今回の県の要綱改正を受けた重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正と同様に、平成27年1月1日から65歳以上の方が新たに重度の障がい者となった場合に手当の支給対象外とさせていただくほか、重度要介護高齢者との重複支給を解消するための調整を行うものです。第2条では、条例の名称を在宅重度心身障害者手当支給条例に改正するとともに、平成29年1月1日から支給対象者を在宅の重度心身障害者とするため、受給資格者の要件等を改めるものです。

以上でございます。

（子育て支援課長）続きますして、第69号から第71号まで子育て支援課からご説明させていただきます。

議案第69号は、鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部改正でございます。これは、平成26年12月24日にオープンする予定の鴻巣市立吹上児童センターの施設の名称や所在地、休館日などを規定するほか、児童センター全館の利用時間を午前9時から午後5時まで30分延長するとともに、鴻巣児童センターにつきましては5月1日から8月31日までの間午後6時まで利用時間を延長するものでございます。

なお、附則につきましては、吹上児童センターを利用するために必要な施設の利用許可の申請など、準備行為について規定するものでございます。

次に、議案第70号は、鴻巣市ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部改正、議案第71号は鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部改正でございます。関連がありますので、一括してご説明をさせてい

ただきます。これは、ひとり親家庭等医療支給事業、こどもの医療費支給事業において、平成27年4月1日以後の療養に係る医療費の支給については、一部負担金から入院時の食事療養に係る標準負担額を控除するものでございます。

また、議案第70号では、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用する同法の名称を改めるものでございます。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(中途半端だよねの声あり)

(委員長) だから、1人だけやります。

(1人だけじゃ終わんないよねの声あり)

(委員長) ちよっともったいないからね。

(何事か声あり)

(委員長) どなたか。

(終わんない。途中でいいかの声あり)

(委員長) うん、途中でもいいですから。

(頓所) もうちょっと頭整理したほうがよかったかと思うのですけれども、では65号から。

小児慢性疾患見舞金の支給についてですが、今20万円だったのを10万円にするわけですよ。対象者が4名で、だから4名が1回だけというふうに考えると80万ですよ。そして、それを10万にする。今現状を、新しい疾患が入ったりして想定ができないと思うので、現状の人数で試算すると、対象の小児が4名いて、そのうち多分2回いただいた人がいると思うのですよね。それなので、100万の支給だったと思うのです。それを仮に1回というふうにしただけでも80万になると思うのですよね。さらに10万円を削除というか、減らすということになると、予算的には40万になるわけですよ。そもそもこれをしたきっかけというか、予算内でおさまるのであれば削減する必要はないのではないかなというふうに思

いましたし、その残ったお金で、残ったというか、例えば60万の財源をどのような形でうまく福祉の中で活用としていくのか。これは全体的に言えることなのですけれども、65号、66号、69号までですか、いろいろな条例の中で削減することがたくさんあると思うのですが、その総額も聞きたい。影響額を全部足し込んでいったらどのくらいになって、その影響額が福祉というか、福祉課としてどんな事業をとというか、削減した分どういうことを考えているのかお伺いしたい。

（障がい福祉課長）まず、議案65号の小児慢性疾患見舞金の支給条例の関係なのですが、委員さんおっしゃられたとおり、25年度につきましては受給者数が4名で、件数としまして5件ございます。ということは、1名の方が2回支給というような形になると思います。1件20万ですので、100万という形になります。ただ、これにつきましても、過去のさかのぼりますと平成23年のときには1人で4回支給して、1人で80万の支給を受けた方もいらっしゃいます。ただ、小児慢性の医療のこれにつきましては、あくまでも見舞金という考え方でございます。医療費のほうは、小児の医療と、それから障がい者であれば障がい者の医療費のほうの負担がございしますので、医療費については本人にはほとんど満額返るような形になっておりますので、見舞金はそれから考えた場合に1年で1回で、それが見舞金としてよろしいのではないかと思います。まして、参考でございますけれども、市の見舞金の中で災害時の見舞金としまして死亡見舞金というのがございまして、それが1人死亡につき10万円の見舞金の支給でございますので、そちらのほうと照らし合わせて考えた場合に、1件の見舞金は10万円が妥当ではないかと考えます。

それと、今回条例改正で減額がほとんどになっております。これは、県のほうの要綱改正、県の事業の要綱で市のほうに市の事業の2分の1の財源は県のほうから支給されますので、県の要綱改正によって市のほうに事業費が2分の1入ってこないということになりますと、27年度以降重度心身障害者の医療費と、それから重度心身障害者の手当、これについては県の2分の1の補助が入っておりますので、来年度からは市のほうで満額負担というような形になりますので、今回の条例改正はそれを

見越した上で、また障がい者についても高齢化が進んでおりますので、来年度以降ふえてくるというようなことも懸念されます。そういうことを踏まえまして、概算の算出ではございますが、重度心身障害者の医療費と、それから小児慢性の見舞金、それから難病患者手当の支給、それから重度心身障害者の手当というような項目で、ざっとはじいた削減額ですけれども、約7,000万、合計が7,000万ぐらいの減額という算出が一応答えが出たのですけれども、これについてはあくまでも障がい者が来年何人になるかとか、まして障がい者の難病については、先ほど説明の中でも申し上げたとおり、難病患者が要は56疾患から300疾患に、小児慢性の疾患が514疾患から600疾患に拡大されるということも踏まえまして、それについても障がい者に、今までの障がい者の手当というのは県のほうで把握していたものですから、ちょっと市のほうでは具体的な人数等について把握はしてございませんので、来年どのぐらいの手当の支給になるかについても今のところ確定したものございませんので、あくまでも今算出した大体およそ7,000万の減額というのも予想のもとの数字でございます。

（頓所）それでは、1回というのは私も理解できるのですけれども、所得制限を外したのはどうしてですか。その分低所得者の人に金額を減らさずに20万円のまんまで、所得制限を加えたことによって、低所得者の人に対して20万だったわけですよ、今まで。

（はいの声あり）

（頓所）だけれども、所得制限がなくなるというと、高額所得者も見舞金としていただくことになるわけですよ。

（障がい福祉課長）ただ、見舞金という考え方のもとで、手術をなされた方についても、1回の手術に対しての精神的負担というものを考えた場合に、見舞金という形での支出は医療費の支出とはまた別のものがございますから、1年に1回の支出は均等に差し上げてよろしいのではないかと。

（福祉部長）ちょっと追加で説明をさせていただきます。  
小児慢性の見舞金の所得制限撤廃した理由ということなのですけれど

も、現状の条例の3条のところに規定してございまして、実際には小児慢性疾患児の保護者、または本人の前年の所得税額が15万円未満の者というふうに規定してございます。基本的には、もう18歳未満の小児慢性の疾患の方が手術をされるときですので、ほとんどというよりも、かつてこの所得制限のもので制限された事例はありません。そんなことから、あえて先ほど課長が申し上げましたけれども、見舞金という性格の中で所得要件を規定する必要があるのかという議論もありまして、今課長が申し上げましたけれども、精神的なそういった部分の苦痛等もございしますので、あえてここで税のことを規定しなくてもいいのではないかとということで今回撤廃をさせていただいた次第でございまして、以上です。

（頓所） そうすると、所得制限、私もよく見ていなかったのは15万円しか記憶がなかったのです。そうすると、世帯ではなくてということですか。「保護者または」ということは、保護者の。

（障がい福祉課長） これにつきましては、条例のほうで保護者または本人の所得で15万円ということ。

（頓所） そうすると、本人は所得がないのは当然、当然ではないのですけれども、ないということは理解できるのですが、保護者というと主たる生計主ですよ。世帯主も入るとのことですよ。そうすると、やはり所得があるのではないのですか。

（福祉部長） 済みません、説明が。申しわけありません。実はこの見舞金の第1条の規定の中に、対象となる、この目的の中に書いてございまして、保護者または本人に対して見舞金を支給するという大前提がございまして、保護者かもしくは本人に対して出すということであれば、必ず先ほどの18歳未満を対象にして所得要件、ご両親が所得はあったとしても必ず、この18歳未満の方が働いて就労していれば別ですけれども、そういった事例が今まで基本的になかったもので、いつもご本人の税要件をもとに所得要件に係る方はいらっしゃらなかったということになる。ですので、あえてその部分は撤廃していただろうということにさせていただきました。済みません。

(頓所) では、この文言が世帯となっていれば考えるけれども、そうではなくて「保護者または」だから、今まで本人に対しての所得を考えて支給されていたというふうに解釈してよろしいのですか。

(福祉部長) 条例のつくりがちよっと、いろんな条例あるのですけれども、この第1条と第3条を読むといずれにしてもご家族もしくは本人いずれかに支給されるという、もういずれかということでは必ずその本人が入ってまいりますので、所得要件が要らないだろうという理解でございます。

以上です。

(頓所) それでは、66号のほうに参ります。

この難病の指定が56疾患から300疾患に段階的に移行していくことを踏まえて、疾病から考え、5倍の疾患がふえると。5,000円だったものが1,000円、5分の1になるわけですけれども、試算をすると国が大体どのくらいの方がこの疾患に当たるのかという未定、未定というか、疾患名もまだ決まらない中で、何人その対象者がいるのかと言われてもなかなか難しいことだと思っておりますが、国では大体1.9倍というふうに勘案をして、その人数を割り出すわけですよ。そうなったときに、現在が4,006万の支給額に対して予想支給額が1,522万。約1,500万。そうすると、現在の支給額が約4,000万として、今後の予想の人数が1,193名。それで割ると、1人当たり約3,360円の支給額になるのかなというふうに思うのです。今の金額が約4,000万ありますよね、支給額。対象となる予想人数が、これはもうなかなか予想するのは難しいのだけれども、国が示した疾患は大体1.9倍ぐらいになるのではないかと。その中での1,193名ですよ。そうなったときに、4,000万を今の予想される人数で割ると約3,360円。そうすると、何も1,000円まで引き下げなくてもよろしいのではないかと。というふうに私は考えたのですが。

(障がい福祉課長) まず、この難病患者の支給の手当の金額なのでございますが、埼玉県の内市が40市ございまして、40市に一応全市に対してアンケートをとったところ、回答されたのが37市で、この難病患者の手当支給しているのがそのうち19市で、支給していないのが16市で、



医療費の一部助成というのが2市ございます。その支給市の中で、鴻巣市が年間で6万円の難病患者手当を支給しております。2番目に支給しているところは3市ございまして、4万8,000円。その差が1万2,000円ございます。それ以後2万円、3万円と数が減ってくるわけなのですが、一応3万円以上の市が6市ございまして、2万円以上の市が3市、1万円以上の市が5市ございます。1万円未満が1市というような支給状況でありますので、鴻巣市としましても6万円というのはほかの他市から見てかなり高額な支給という形になりますので、それを他市町村と合わせるようなことも考えると。そして、なおかつこの事業自体が市の単独事業で、補助金なしで全部市の負担ということになっておりますので、難病患者の拡大を踏まえた上で、手当を廃止するというのはちょっと行き過ぎなので、金額の減額というような形で今回条例改正に臨んだわけでございます。

(頓所) 趣旨はわかるのですがけれども、今後の、難病を持っている方というのはなかなか仕事を主につけなかったり、家族も大変な思いをしていく中で、やはり試算の根拠を考えたときに、何度も言うようになってしまうのですが、今の現状から考えて、今のその4,000万の中から、要は5,000円あったものが1,000円というとかかなり、他市の状況とか、そういうことではなくて、今現在の鴻巣市の状況を考えて試算をしたときに、やはり3,500円とか妥当な、何が妥当かというところも困ってしまうのですが、私が思うこの計算の中では、その対象者にちゃんと理由ができる根拠となると、今現在4,000万の予算というか、計上されていて、それで今後ふえてくる人数が国から試算すると約1,193名いた、それを割ったところ3,300円、3,360円になるのだけれども、そうなると本市としては3,000円よりも3,500円というのが妥当な数ではないかなというふうに考えました。

(福祉部長) 先ほど冒頭頓所委員のほうから削減なり減額した金額をどうやって使うのだというご指摘ございました。私もちょっと今回の改正に当たりまして、国なり県のそういった法律、要綱の改正というのは当然あるわけですがけれども、一番その要因は障害者総合支援法が25年から

自立支援法から切りかわりまして、総合支援法に25年から移ったわけですが、これまでの障がいのサービスというものはこの自立支援法が多分制度化される前は補助金であったりとか、こういった手当で各種の事業が展開されてきていたのかなというふうに理解しております。そんな中で、自立支援法が平成18年からスタートするわけですが、その後、今総合支援になるわけですが、この間の給付費の伸びを見ますと去年が、25年が12.4億になっております。1年前の24年度は11.2億。この間1.2億障がいの給付のサービスがふえています。22年度までさかのぼりますと、22年度では7.3億です。ということは、22年から25年のこの4年間の中で約5億近くの給付費が伸びていることになっております。この原因は何かというふうに探っていきますと、一番の要因はやはりサービスが利用される側にとって身近になった、もう一つは利用しやすくなった、この点が最大の要因であります。極端に障がい者が倍になったとか、そういったことではございません。基本的には、恐らく使いたい、使える人は使い始めたのだらうなというふうに制度の定着の中で言えるのかなと。この総合支援法のサービスの負担が国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1とほぼ、利用者の負担ございますけれども、限度額は設定されておりますので、介護保険ほどの利用者負担は発生していないのが現状であります。こういったことが今後、先ほどもありましたけれども、難病もこの総合支援法に最初は入っていなかったのですよね、自立支援法の中には。総合支援法で位置づけられまして、サービスが使えるようになるとますますこの給付額はふえていくというのがもう明確な事実でございます。この負担をどうするかという議論が当然出てまいります。先ほど難病で、頓所委員さんのほうから、計算するとこういう金額だと。例えばさっきの小児慢性で20万を10万にした金額どうするのだと。そういう議論になっていくと、5,000円が1,000円がいいのか、2,000円がいいのか、3,000円がいいのかという議論になってしまうと思いますけれども、全体の市の予算を考えますと、今後福祉のほうの予算は先ほど来から話がある子育ての分野、そしてこの障がいの分野がますますふえていくと思います。介護のほうもそこら辺の高齢化が当然進んで

まいりますので、この扶助費関係は社会保障のほうの税の改正、消費税の改正というのの前提もありますけれども、いずれにしても市の持ち出し分というものはふえてまいりますので、この財源がどこかのところで一定の見直しをしていかないと無理だろうということになります。したがって、そういった意味で今回の削減に関しましては、確かに支給されていた方にしてみると厳しい改正になっておりますけれども、制度そのものを今後存続させていくということを考えますと、こういった改正をしないと無理だというのが大きな考え方でございます。

それから、先ほど課長が申し上げました、当然他市の状況も勘案させていただいております。この難病にしても40市中16市は一切出しておりません。鴻巣市は、その中で40市中ナンバーワンで6万円を負担していたというのがこれまでの改正前。確かに5,000円から1,000円に下げますと、実施している中では十四、五番目に多分なるのだと思います。ただ、それでも16市は何もしていないというのが現状でございますので、そういった意味で5,000円を1,000円に、この1,000円が妥当かどうかという議論をさせていただくと、やはりそれぞれの皆さんの意見がございますが、全体の中から考えていただいてご判断いただければと。市のほうは、こういった改正が適正だろうということということで今回上程をさせていただいております。

以上です。

(委員長) 途中ではありますけれども、暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時04分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(頓所) それでは、68号についてお伺いします。

確認なのですが、これは施設入所者の人が除外する、高齢者もでしたっけ。65歳。在宅の人だけに手当を支給するというのでいいのですよね。68号なのですが。在宅の重度心身障害者に、在宅重度心身障害者手当に改めるこの一部改正なのですけれども、この手当は65歳以上の施設入所

者が対象外になるということで、施設の人と、病院もそうですか。

（障がい福祉課長）この制度につきましては、65歳以上の方及び施設入所者については対象外とさせていただいております。

（頓所）入院中はどうですか。入院中も含めてということですか。

（障がい福祉課長）入院については在宅扱いということになります。

（頓所）それでは、69号なのですが、第6条のところで鴻巣市立鴻巣児童センターの利用時間が9時から午後6時までになりました。そうすると、田間宮と吹上のほうはそのまま現状5時までなわけですよ。1時間差異があるわけですよ。そうすると、ここの吹上と田間宮の職員というのは何名いらっしゃるのですか。時間差というか、6時まで延長できるような職員体制というのはとれないものかどうかお伺いします。

（子育て支援課長）田間宮と、あとどこでしたか。

（田間宮と吹上児童センターですねの声あり）

（子育て支援課長）吹上の児童センターの職員につきましては、恐らく10月の1日付で職員の内示があるのかなと思いますけれども、今現在はまだその辞令をいただいている職員おりませんので、何人配置されるかというのはこれからなのです。

それと、田間宮の職員でございますが、公民館職員と児童センターの職員が両方とも兼務辞令が出ております。職員数については、ちょっと今手持ちの資料がないのであれなのですが、公民館職員と合わせて四、五名だったかなという記憶で。申しわけございません。

（頓所）今の質問したのは、夏の期間って6時、「夕焼け小焼け」が6時までですよ。そうすると、5時に終わってしまうとまたどこか1時間、まだ明るいので、遊ぶ可能性があると考えたら、何か職員体制の、例えば9時から5時までの職員と10時から6時までの職員とか、そういう職員配置をすることによって田間宮も吹上も児童センターのほうも鴻巣と同じような6時になることはできないのかお伺いします。

（子育て支援課長）現在夏の5月から8月までの間、鴻巣児童センターのみ5時の閉館時間を6時に延長して実施しております。それをさらに

ほかの他館にも波及して6時まで延長するという、現在そういった考え方はないわけなのですけれども、鴻巣の児童センターにつきましては今フレックスタイム制をとりまして、8時半出勤の職員も9時半に出勤していただいて、6時15分までの勤務という形で6時までの開館ということを実施しております。複合館におきましては、公民館と児童センターの兼務職員ということもありまして、8時半から5時15分までの勤務ということで、5時15分以降は臨時職員の方が1人体制で勤務しておりますので、そこでもし児童センターオープンしてしまして何か事故があっても対応できないということから、今のところそういった6時までの延長については考えておりません。

以上です。

(頓所) では、これが最後ですけれども、先ほど一番最初に、冒頭に質問したのですけれども、いろいろな制度の見直しとかあって、それに即した形で手当や、それから見舞金等とか医療費の支給について縮小するような形になったわけなのですが、それを合わせると約7,000万ぐらいで、余ったというか、財源を有効活用するために福祉の中での使われ方をするのかどうか、最後にこの質問して終えたいと思います。

(福祉部長) 先ほど説明させていただいたとおり、いずれにしても今回減額というか、抑制した福祉関連予算ですけれども、まずは当然に福祉全体の予算が第一優先になろうかと思えます。この抑制したお金をここに充てますというふうには明確にここではお答えできませんけれども、今現在扶助費関係で当然に予算がふえていくだろうと思われるのが先ほど申し上げました総合支援法における自立支援給付費、これは間違いないかと思えます。それから、子育て3法の絡みで今後さまざまな形での施策を展開していかなくてはならない中で、当然ここら辺の分野もかわってくるだろうというふうに思っております。もう一方で、もう一個危惧するのは、高齢化が進む中でどうしてもやはりそこら辺の医療費関係、子育てのほうもそうなのですけれども、この医療費関係がどのような推移をしていくのかというのは非常に市のほうの全体の予算を決める中では大きなウエートになってくるだろうなど。言えることは、福祉の

予算が今後どんどん減っていくというよりも市全体での占める割合的に考えれば、福祉の予算は大きくなっていくというふうに認識しておりますので、委員ご指摘の福祉関連予算へという考え方はベースにはありますので、そういった対応の中で施策を展開していきたいと思っております。

以上です。

(潮田) まず、63号からでありますけれども、63号、64号、68号、これは皆高齢者とか、または重度心身障がい者とか、自分が受給対象なのかどうか非常にわかりにくい。今までは、あなたのような方は対象者でしたけれども、今度はそうなりませんよというようなお知らせも含めて、ちょっとわかりにくいかなというふうに思うのですが、その周知方法を、まず63号は高齢者福祉の分なのかな、64号、68号は障がい者福祉だと思うのですけれども、どのようにこの条例改正をお知らせ、市民へしていくのでしょうか。

(福祉課長) まず、議案の63号のほうですが、この条例改正によりまして減となる人数が、19名の方が予想されておりますが、議決をいただきましたら、その方に対しまして個人個人にご連絡、通知を差し上げる予定です。

(障がい福祉課長) 重度心身障がい者の手当、医療費及び重度心身障害者手当につきましては、65歳以上を対象外としてまいりますので、毎年65歳以上で障がいの条件に合った方というのは去年、25年度で218名の方がおられます。毎年大体そのくらいの人数でふえていくものと考えた場合に、個別に通知というのは難しいかと思っておりますので、9月議会で議決いただければ、施行が1月1日からの施行になりますので、その間の期間を利用して、ホームページ、広報等で周知していく考えでございます。

以上です。

(潮田) わかりました。63号については、それできっと、19名ですから、大丈夫だと思うのですけれども、そうすると今までそれでもこれに該当する方で対象だった方というのは、それでオーケーですよ。だけれど

も、今後も自分ももらえると思っていただけども、そうではないという方が、現在の受給者数が335名、今後、63号はオーケーだ。失礼しました。いいです。63、64号はオーケーです。済みません。

65号のほう行きます。65号は、これについても周知の方法ですけれども、まず65号の周知はどのように行うのでしょうか。

（障がい福祉課長）65号の小児慢性の疾患児の見舞金の支給条例につきましては、これも広報掲載後、これは手術した方への見舞金になりますので、この方というような対象がおりませんので、やはり広報等利用して周知を図っていきたいと考えます。

（潮田）中には手術を予定していて、この見舞金が出るということを考えていて、ここ二、三年のうちに受けようという予定の方とかもいるかと思うのですけれども、この疾患の対象者にはお伝えしてもいいかなと思うのですけれども、そういったことはしないということになるのでしょうか。

（障がい福祉課長）疾患の対象者につきましては、現在50名ほどいらっしゃいます。この方については、先ほど申し上げたとおり、実際に来年度手術をするか、しないか、わからない状態で、何もなければそのままということになりますので、今のところは広報での周知及びホームページの周知を考えております。

（潮田）そうすると、ちょっとやっぱり制度が大きく変わる、ほかのところの手当とかは非常に金額的にそれほど多くないのですけれども、このお見舞いの場合、20万が10万になるというのは、すごく大きな変動かなというふうに思うのですけれども、いずれにしても、でもこの対象である今現在小児疾患のほうは、対象者50人には、ではお知らせはしないということになるのですね。

（障がい福祉課長）今のところ、そのような考え方でおります。

（潮田）そうすると、66号も同じようにホームページ及び広報というお知らせということになるのでしょうか。

（障がい福祉課長）はい、そのとおりでございます。

（潮田）66号も65号もですけれども、この疾患名が確定、随時また少し

ふえていくというような話も出ておりますけれども、ホームページはいつのホームページに載せる予定ですか。

(障がい福祉課長) 難病患者及び小児疾患の拡大につきましては、国のほうの指定で来年の1月から段階的に7月、夏ごろにかけて、難病につきましては56疾患から300疾患へ、小児慢性疾患につきましては514疾患から600疾患にということになりますので、この時期についても市のほうで、我々のほうでもいつ確定するかというような情報が今のところ入っておりませんので、周知につきましては国のほうで難病疾患の拡大をした時点で速やかに広報なりで周知してまいりたいと考えております。

(福祉部長) 基本的に継続されている方に制度が変わっていきますので、そういった方に関して突然ホームページに出してありますとかというだけでは、ちょっと無理があるのかなというふうには感じております。例えば更新であったり、間に合うタイミングなのか、もしくはそういったタイミングはなくて、やはり一律的にお知らせしたほうがいいだろうと判断すれば個別通知、先ほど福祉課のほうもありましたけれども、やらざるを得ないのかなというふうには認識しております。ただ、先ほどの小児疾患の場合に関しましては、必ず手術が予定されている方がどうなのかというのは、こちらのデータ、情報も持っておりませんし、逆に制度が変わるから手術を控えますという方よりも、必要に応じて手術をされているのだろうということになりますので、その方に関しましては基本的には広報であったりとか、ホームページで十分なのかというふうには理解しています。ただ、難病疾患、例えば5,000円がある日、年3回ぐらいの支給になっていたかと思うのですけれども、金額が変わったということではわからない方も当然出てくる可能性もありますので、その点についてはどのタイミングで、どういう方法が一番伝わるのかも含めまして、ちょっと検討させていただければなというふうには考えております。

(潮田) 要は別にお見舞金があるから手術するわけではなくて、手術するのはもう決まっていて、でもその金額が入るということはある意味想定していろいろ準備されている方というのもいるかなと。所得でいう、そんなに多くない方々にとっては、入ると思っていた金額がそうではな



いというのは非常に大きなことかなと思いますので、そこら辺を丁寧な対応をお願いをしたいと思います。

ちょっとさかのぼるのですが、先ほど財源の話がありましたけれども、63号、64号、65、66、これ財源的にはそれぞれ国が何分の1とかというのがあれば教えていただけますか。63号から。

（福祉課長）63号の重度要介護高齢者手当につきましては、一般財源でございます。

（潮田）市単独ということですよ。

（障がい福祉課長）64号の重度心身障害者医療費につきましては、県が2分の1、市が2分の1でございます。

それから、小児慢性疾患児の見舞金につきましては市が100%です。

それから、難病患者手当につきましても市が100%です。

（潮田）69号、先ほど頓所委員のほうからも話がありましたけれども、フレックスタイム制でやっているところと、そうでないところという話でしたけれども、今回はこの条例が変わったことで人件費等に影響はないということですが、今後こういったことで児童センターによって時間が違うというのは、一般市民にとっては余りよくわからない。児童センターというのは何時までという感覚でいくと思いますので、今後このフレックスタイム制で対応するとかというような形でほかのところも調整するということは、今後の検討課題としていくことはできないでしょうか。

（子育て支援課長）先ほどの人件費の問題、職員の配置の問題もあろうかと思いますが、公民館職員との兼務ということもございまして、児童センターの福祉部門だけで1時間延長するということもできませんので、教育部門とのやっぱり連携をとりながら検討しなければいけないというふうには考えております。ただ、今現状の中で子どもたちの利用状況聞きますと、4時半までの利用の間はもう終わりというような声も聞いていたということなのですが、5時まで延長した中では、そういった子どもたちからも声が出てこなくなったということで、30分延長しただけのやはり効果は出ているのかなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）それについては、やはり今非常に不審者とかも多いので、お母さんたちとしては安全なところにいてもらいたいという思いがありますので、そのほんのちょっとした時間で結構皆さん逆にうろうろして危ないかなど。そういう児童センターから直接帰るといふふうにする事のほう子どもたちの安全守れるかなどいふふうにも思いますので、検討また今後お願いしたいと思います。

70号、71号なのですけれども、まず初めにひとり親家庭と子ども医療費は、どっちが優先なものなのでしょうか。

（子育て支援課長）70号と71号の関係でございますが、こちらひとり親家庭の医療費のほうが優先となります。

以上です。

（潮田）70号、71号両方ともこれの財源内訳は。

（子育て支援課長）70号のひとり親家庭の医療費につきましては、県から2分の1の財源、県費の補助がございます。

もう一つ、71号につきましては、子どもの医療費については未就学児だけが県から2分の1、また補助対象外の部分も、全く市の補助と同じではないのですけれども、一部県の対象となっていない部分がございますけれども、県から2分の1、就学して7歳から中学生、15歳までは全部市の一財でございます。

以上です。

（潮田）そうすると、今回食事代は自己負担になるということですが、ひとり親家庭の場合、私が相談いただくような方のひとり親ですと、本当に収入が少ない中で、でも病気は収入に関係なくそれぞれ病気ありますので、260円といっても掛ける3食ですから、負担がとて大きくなってしまふという可能性があるのですけれども、これについては今回これでもみんな平等というのですけれども、まずこれの対象人数、把握しておりませんというふうにはなっているのですけれども、現実的にはこれで何食というのは出てきますよね。何食分というのは。

（子育て支援課長）金額で申しまして、ひとり親家庭の医療費に係る入

院時食事療養費負担金の年間支出が25年度の実績で32万100円という状況でございます。それを割ることの1食当たり260円、これは低所得世帯につきましても減額の制度もありますので、一概に全部が260円というわけではないのですが、仮に260円で計算しますと1,231食です。ひとり親家庭に関する25年度の実績で1,231食ということでございます。

（潮田）これ子どもの数でいうと何人かというのは、大体はわかりませんか。おおよその人数。

（子育て支援課長）申しわけないのですが、この部分についてはちょっと算出ができないところでございまして。

（潮田）こういった世帯にとっては、食事代は家にいたって入院したってかかるのは一緒というのはもちろんわかるのですけれども、これについてお知らせをしていく、周知していくわけですけれども、これのひとり親家庭の場合の医療費、既に今入院をしている家庭とかへのお知らせというのは、どういうふうにしていくのでしょうか。

（子育て支援課長）医療費の請求につきましては、大体2カ月おくれぐらいで市のほうに請求書が回ってまいります、申請書とあわせて。ですから、そのときに、今の状況ですと、入院に2カ月以上引き続いて入院している方というのもまれかと思っておりますので、仮に前に入院していた実績があるから、その方に対して個別の通知をするということは、ちょっと困難であろうかなというふうに考えております。

（潮田）ということは、70号、71号ともこの条例の改正により入院時の食事療養費は個人負担であるというお知らせは、やはり広報とホームページでお知らせするだけということになるのでしょうか。

（子育て支援課長）子育て支援施策につきましては、子育て支援ガイドブックというのを子育て支援課で発行しております。そちらのほうにも掲載することもできますし、またインターネット上でママフレというのを平成25年度から実施しておりますので、そういったところでの情報提供もできるのではないかと考えております。

以上です。

（潮田）今出た子育てガイドブックは、改定するのは新年度になるとき

ではないのでしょうか。

（子育て支援課長）改定につきましては、通常ですと1年に1遍の改定となっております。

（福祉部長）食事の部分に関しましては、来年の3月の診療した分、要するに3月まで入院して食事を使った分までは対象とさせていただくということで、今回議決いただくと約半年間あるわけです。この間にまずは、今は入院ですから、市内の医療機関、市外の医療機関あるわけですが、もちろん市内ではお金をそのままいただくということではなくて、市外は後で償還払いという形で取っていますけれども、市外で入院される場合には基本的には余り変わらない。一度立てかえなくてはならない。問題は市内の病院ということになりますので、限られますので、まずはそこら辺を重点的に先に説明をさせていただいて、利用に当たって入院されるときに病院側のほうからこういうふうになりましたということで、市のほうの改正の説明をしていただくというふうに思っております。ですので、事前に知らないではないかということもあるかもしれませんが、入院時ではこういったふうになっていますという説明を医療機関のほうからしていただくかなというふうには今のところ考えております。

以上です。

（潮田）鴻巣市がこども医療費については中学校3年生まで無料ということが大きくうたわれていて、もちろん医療費の分はそうなのですが、皆さん入院してもただというだけの感覚でいらっしゃいますので、そこら辺は丁寧に説明をしていかないと大騒ぎ、別に内容を知れば大したことではない、大したことではないといっても260円ですけれども、それだけが先行してしまっていて、無料というのが変わったのだからよというように、変なうわさというのかな、そういうふうにならないようにしていくことが大事かなというふうに思いますので、丁寧な周知をお願いをしたいと思います。

今出ました子育てガイドブックと同じようなもので、例えばまた少し戻ってしまいますけれども、63号とか64号とかにかかわるような高齢者向

けのそういったガイドブックとかというのを鴻巣市はつくっているの  
したっけ。

（福祉課長）窓口でそういったこういう手当等のサービスの一覧表とい  
うような形のものを説明をしているという状況でございます。

（潮田）実際介護保険も非常に難しいものですし、鴻巣市の新しい介護  
保険とかという本もありますけれども、高齢者にとってはなかなかやっ  
ぱり介護保険だったり、高齢者福祉だったり、いろいろなところにまた  
がっていますので、今鴻巣市でやっている子育てガイドブック、すごく  
わかりやすいわけで、同じようなバージョンの高齢者バージョンをつく  
ってもよいのではないかなというふうにも思うのですけれども、それが  
あれば、こういった新しい制度改正とかがあったとしても、先ほど説明  
があったように、子育てガイドブックのほうで知らせていきますとかと  
いう話がありましたけれども、そういったこともできるのではないかと  
思うのですが、そういった考えはあるのでしょうか。

（福祉部長）年齢をターゲットにしたそういう手引き的なパンフレット  
というのは、確かに一つの考え方なのですけれども、高齢者と一口に言  
っても元気な方からさまざま、介護なのか障がいなのかとか、さまざま  
なやっぱり分野がありますので、これを1つにまとめて、はい、どう  
ぞ、1冊で見ればわかりますと渡されても、高齢者にとってはなかなか  
理解できないというのが実態だと思います。私も障がいの手引き、高  
齢者の手引き、介護の手引き、子育ての手引きと、こうあって見ますけれ  
ども、やっぱりなかなか自分がこの分野のどこを知りたいのだというの  
が、聞くのが一番やはりわかりやすいのかなと。必要ではないとは言  
いませんけれども、各分野の手引きはまずはつくらせていただいて、今の  
整備をさせていただいて、わかりやすいようにというのは当然心がけな  
くてはいけないかと思いますが、これを1つにまとめるのはちょっと無  
理があるとは思っております。ただ、そこにお客様が来られたときに、  
まずどこを紹介するのかという、まさしく子育てのほうもそうなのです  
けれども、総合の窓口的なり、そういったコンシェルジュではないです  
けれども、1つ聞いてさまざまな形でのアドバイスができるような、そ

ういう相談体制のほうが本来は重要なのかなと思っておりますので、そんなところを頭に入れながら、今委員さんのほうで提案していただいたのも踏まえまして、内部的にできるだけわかりやすいような形で対応させていただきたいと思えます。

(潮田) 子育てガイドブックも決して全部を細かく書いてあるわけではなくて、こういったことはここに行けばわかりますよとか、こういう説明がありますとか、こういうサービスがありますということを案内をしていますので、あれがあると、どこに何がある、鴻巣市の福祉サービス、何があるというのがすぐにわかりますので、利用者側としてはそこから担当に連絡をとればいいというふうにわかるというためのガイドブックかなと。全部の細かい詳細のお知らせではないと思えます。それで十分ではないかなと思えますので、それがあれば今回のような条例改正だとしても、こういう方が対象になる、こういう方が対象ではないというのがお知らせできるかなというふうに思えます。

もう一回70号、71号については、これは近隣他市もおなじようなふうに今回条例等変わっているのでしょうか、この食事に関して。

(子育て支援課長) まず、ひとり親家庭の医療費に係る近隣の状況でございませけれども、県内63団体中、鴻巣市を含めて食事代の全額支給をしているところが19団体、26年の4月1日現在の数字でございませ。2分の1支給をしている団体が5団体、非課税世帯のみ全額支給をしている団体が1団体、全く支給をしていない団体が38団体ということの状況でございませけれども、近隣市の状況を見ておますと、行田市あるいは桶川市、北本市は全く助成がないという状況でございませ。

以上です。

(潮田) これ70号、71号両方とも同じということですか。

(子育て支援課長) もう一点、71号のほうのこどもの医療費に係る県内の状況ということでございませが、こちら63団体中、鴻巣市を含めて全額支給をしておりましたのが30団体でございませ。新座市のみは、非課税世帯のみ対象。また、2分の1支給というのが3団体、支給なしというのが30団体でございませ。近隣市の状況ですと、やはり桶川市、

北本市、上尾市が食事代の助成はなしという状況でございます。

（菅野）62号で父子というのが入ったことにより、数値が変わることはないのですか。言葉が入っただけの判断でしょうか。

（福祉課長）これは、父子家庭への支援の拡大に伴いまして、この法律の名称を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称したものでございます。

（菅野）そのことによって人数がふえるとか、そういうことはないわけですね。名前が変わっただけ。

（福祉課長）この法律の改正につきましては、これはひとり親家庭について、例えばそれまではこういう資金的なものは、父子家庭は対象外だったものに対して父子福祉資金の創設であるとか、そういったものが法の趣旨でございます。ですから、名前を改称したという部分でございます。明記をしたという部分でございます。

（菅野）63号ですけども、重複支給を解消するためということで重度要介護高齢者手当と重度心身障害者手当の支給、これ両方5,000円ずつだったのでしょうか。重度要介護高齢者手当というのは幾らなのですか。5,000円ですか。

（福祉課長）重度要介護高齢者手当5,000円でございます。

（菅野）そうすると、今まで19名の方が月1万円もらっていたわけですね。両方からもらっていたのが、これはいつからこういう制度を1万円ずつずっともらっていたのでしょうか。一、二年ずっともらっていたのに、突然5,000円になるのか。重複支給を解消するためとありますよね、63号。19名の方は、そんなに長くは重複ではもらっていない。

（福祉部長）実際にいつからというのは、なかなか判断できないのですが、ただ片や重度要介護高齢者に関しましては65歳以上が条件になってまいりますので、それ以前には出ているかと言われると、それはありませんので、その個人個人によってはその年齢によりけりかなというふうに思っております。ただ、制度上、条例上では恐らくこれは障がいの手当の中で重複は、結構何々障害手当をもらっている場合にはだめというふうな規定しているのですけれども、他制度、介護保険ができ上がってきて、制度が一緒の中ではないというところで、これをつくっ

たときにやはり漏れてしまったのかなという気はしますので、そういった意味で今回の改正をさせていただければなというふうに考えています。

(菅野) 要するに19名だけ両方からもらうというのは不当であると。だから、公正にして減らすと。そういうことで、これは減らされる人は本当に何らかのアクションがあるのではないのでしょうか。今まで普通にもらっていると思いますから、どうでしょう。

(福祉部長) 重複支給もそうなのですけれども、先ほど話がありました重度心身障がい者の医療と手当、両方今回改正させていただきますと、65歳以降に新たに障がいになった方は対象にならないのです。ということは、65歳以上になってから、例えばですけれども、脳疾患等で障がいを持ったと。片や障害手当を今まででしたら、もらえたわけですね。なおかつ、介護保険のほうで申請して要介護4とか出ればもらえたわけですね。ところが、今回重度のほうの手当はもらえなくなるわけですね、65歳以降。ですから、そうなってくると現在重複の方がずっと重複のままいくということが公平性の面から考えてもどうなのかというのも当然出てまいりますので、そういった意味での改正をさせていただいたということです。

(菅野) わかりました。これは、賛成せざるを得ない。

64号ですけれども、これが今言った方ですけれども、64号の重度心身障がい者の医療費の対象から外させていただくと。対象者から外させていただくというのは、これは県の方針でもあるのでしょうか。

それと、食事療養負担金を控除するというのは、これは保険適用しないと政府が決めましたその一環ですよ。食事代、うちでも食べるのだから、保険の対象ではないということを行ったのと対応するものですよ。今まで食事代出していましたよね、所得によって。それをしないということは、でもこれは不当ですね。だって、病院の食事というのは治療の一環ですから。単なるうちで食べるのと同じではないですから、これは医療の理念からかけ離れたものだとは思うのですけれども、この点と、それから重度の身障者となった場合、支給対象から外させていただく、そのことと障害者保健福祉手帳1級になった人は新たに加えると言いま



すけれども、これどっちが人数多いのでしょうか。新たに加える人と外す人と、どっちが多くなるのでしょうか。63号の中で1月1日から精神障害者保健福祉手帳1級お持ちの方を新たに支給対象に加える、この分が何人で、65歳以上の方が新たに控除すると、これ何人ぐらい差が出るのでしょうか。64号。

(障がい福祉課長) それでは、食事代のほうの支給についてでございますが、先ほど菅野委員おっしゃったとおり、国の方針もありますし、実際に入院しても食事代はかかります。自宅療養につきましても、これは自分の家で食費については自分持ちということになりますので、同じ療養するのであっても入院の場合と自宅での療養の場合で差が生じます。また、市の食事代の交付についても介護保険及び入院の手当、それからこども医療と、そういった関係で支給しているものと支給していないものとアンバランスというか、整合性がとれていない部分もございますので、一応これで食事代については統一的な見解で食事代は支給しないという形になります。

それと、65歳以上を対象外とすることにつきましては、県のほうの要綱改正で、これは65歳以上になってからの重度心身障がい者への登録が全体の70%近く占めるということなので、これから高齢化に向かってふえてくるだろうという予想のもとに、県としては今後このまま65歳以上に支給続けた場合については制度の維持が困難であろうというような判断で県のほうは外したということで、それに伴いまして市町村のほうでも県の要綱を受けて条例の中で県からの2分の1補助を見込んでおりますので、県に倣ったという形です。これにつきましても県内63市町村の調査を県が8月にこの間行ったのですが、それについて県の制度と同じように65歳以上を対象外として精神障がい1級を加え、それからそういうような形で県と同じように改正するのが全市町村という回答をいただいております。失礼しました。63市町村中61市町村が改正することです。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時43分)



(開議 午後1時44分)

(委員長) 再開いたします。

(障がい福祉課長) 重度心身障がい者の割合について、先ほど7割ぐらいと申し上げましたが、8割の間違いでした。訂正させていただきます。それと、重度心身障がい者の精神の1級と、それから65歳以上の新規対象者の人数ですけれども、去年のデータでいきますと、精神の1級で今回新たに加わるのが14名です。65歳以上の新規対象者で重度心身障がい者に該当する方が、今回対象外となる方が218名になります。

(菅野) 14名ふえて218名マイナスになるのだ。その上に入院したら食事代を自分が出さなくてはいけない。県がやめたから、多くのところもやめるから、やめるというのですね。食事というのは、でもうちで食べるからというのではないですよ。これが今特養、介護のほうにも入っていくようになったわけですよ。食事というのは、病院や施設で食べるのは、これは本当に療養の一環として食べるのです。だから、食べ物の栄養価とか、そういうの見て出されるもので、うちで食べるのだから、だから部屋代だって取るようになったわけでしょう。うちだって電気つけるのに、こっちで電気つけて何で取らないのだと。電気、ガス、水道使っているだろうと。それは、だって療養の一環ですよ。こういうことを国がやらないからといって、すぐ迎合するっていかなものでしょう。日本の社会保障費というのは、諸外国に比べて本当に割合でいうと少ないのです。削るべきところがあると思うのですけれども、これは賛成はしません。こんなことは、どう考えてもおかしいわけで、療養の一環でやるべきもの。

65号ですけれども、ちょっと先ほどよく聞いていてわからないのですけれども、要するに今回の改正は、右の改正案は50名対象者がいるということで、この人は小児慢性疾患手術を受けた日の属する年度について1回で、ですから毎年3回やったとしたら3回はいただけると、10万だけけれども。1回きりだということですか。左側が複数でもらっていたのだから、反対かと思っていたのですけれども、ちょっと物わかりが

悪くて申しわけありませんが、右側の規定は年に1回なら年度がかわればいただけるというふうに考えていいのですか。

(障がい福祉課長) 小児慢性疾患児の見舞金につきましては、今後改正後になりますと、年に1回の支給でございます。ですから、手術した年度において10万円を支給するという形になります。

(菅野) そうすると、何回でもその年度に1回ならもらえると、支給するということですか。来年でも再来年でも。

(障がい福祉課長) 手術した年度に1回という考え方になりますので、次年度に手術した場合については、次年度の中での支給対象になります。

(菅野) そうすると、左は1回きりですか、今回は。今まで4回もらった人がいると言いましたよね。左の現行の部分は、では1回きりになるのですか。

(障がい福祉課長) 年度に1回きりになります。

(菅野) 左も年度に1回。20万のところ。

(改正前の声あり)

(菅野) 改正前。

(障がい福祉課長) 改正前は、1年度内に手術した回数によって何回でも支給しておりました。

(菅野) 回数で1回で20万やらなくてもいいけれども、結局そうすると10万が減ることなのですね。年に1回にしても、20万来た分が結局減ることですよね、65号は。たった4名ですよ、現在の見舞金支給制度。4名、5件、そんなにいっぱいいるものではないのです。今後幾ら出るか不明ということで、不明といたって病気だから不明ですけれども、514が610疾患ってほんのちょっとふえるだけですけれども、圧倒的に数がふえそうなのですか、これに対象になる小児慢性疾患というのは。

(障がい福祉課長) 現在小児慢性疾患につきましては、21年度から22年度、23年度と徐々に数字的にはふえてきております。25年度は、50名が対象になっておりますが、手術したのが去年1年間では4名、計5回ということになります。27年度以降、小児慢性疾患が今全部対象になって

いるのが514疾患ですが、それが600疾患ということになるので、86疾患ふえるという形になりますので、これについてはあくまでも予想でしか数字は出せませんので、ちょっとこれについては概算の数字はございません。

（菅野） その20万にした根拠というのは、やはり大変お金のかかることだから、20万にしたのだと思うのです。根拠があると思うのです、10万にするか20万にするか。ましてや対象者が四、五名ということで。これは、どうしても減らさなければいけないことだったのでしょうか。

（障がい福祉課長） これは、小児慢性疾患の見舞金ということで、手術の見舞金ということになります。ですから、手術に対する医療費については、ほかの市の支出のほうで全額賄えるようになりますので、あくまでも見舞金という考え方で20万についてはちょっと多いのかなということで、他市でもこの制度について実施しているところ、近隣でも行田と北本だけで、あと鴻巣です。実施していないところが多い中で、この20万についても鴻巣市が県下でも最も多い金額を支給しております。

（菅野） 最も多い金額を出していて、出していないところもいっぱいあると言いますが、こどもの医療費で見るのは保険の範囲だと思うのです。難病を抱えた子が、結局は親がいろんなところと交渉するのは大変お金のかかる部分もあるから、20万にしたと思うのです。こどもの医療費で出るのは、保険の部分だけですよね。タクシーで行ったではない、夜、夜中行った、そんなのは入らないので、20万にしたのではないかと思うのですが、ほんの四、五件ぐらいの、今度は年に1回になるわけですから、そんなに手術者が多くなるとは思えない中で、これはどうしても減らさなければいけないことだったのかと思うのですけれども、手術者がそんな何十名になると思いませんよね、50名で4名ですから。そこら辺はどうなのでしょう。

すぐ他市と比べますけれども、鴻巣市が負担を国保みたくいっぱい取っているところは他市と言わないではないですか。では、北本や行田みたく国保税を下げろというのです。下げないではないですか。だけれども、こういうちょこっと余分に出しているのだけは他市、他市と言って削り

ました。一番腹立っているのは紙おむつです。5,000円を他市は3,000円だった。では、他市はほかにもっといいことをやっているだろうと。どうするのだ。都合のいいところは他市と言って、減らすときは他市と、ちょっと多目に出しているときは。そういうことをこの福祉の部門で、それこそ鼻くそ程度の100万とか、そんな程度のお金でも削っていくと。駅前再開発に100億だの、すごい金、山のように出すではないですか。どこか金の使い道が違うのです。まして食事代を、こういうのも補助から外すなんてなると、本当に入院すれば保険外の費用がいっぱいかかるようになるわけです。生活弱者が医療費が幾らも出て入院できないということになりかねない。こういうのを少しでも担保するものが、こういう見舞金制度だったのではないのでしょうか。

（福祉部長）菅野委員さんの考えも一方ではあるかもしれませんがけれども、この条例をやっていく中で、担当者がやっぱり長年にわたってちょっと疑問だなというふうには思っていたのは事実なのです。例えばですけども、入院といっても1日から長期にわたる入院もあるわけです。これ条例読むと、1日ではだめとか、2日ではだめと書いていないのです。ですから、本当に手術1回について入院したら出るというのが大前提です。そうすると、先ほども話ししましたがけれども、1年間の中でやはり体が大きくなったり、そういったことも踏まえて一つの病気の手術が4回もされる事例も出てくると。そうしたときに、ではその方へ4回分見舞いされることがほかの方と考えたらどうなのかというのは当然あるわけです。小児慢性の疾患だけではなくて、当然いろんな方入院されるわけですよね。そうしたときの違い何があるのだということにも一方でなりかねないわけです。小児疾患ではなくて、通常の例えば骨折で入院したときに見舞金出ないのかという話があったっておかしくないわけです、現実の話だと。ですから、そこら辺が社会一般的に20万がいいという人がいるのかかもしれませんが、執行部としては、これはやはり、委員さん好きではないかもしれませんが、他市の状況とも比較しまして、10万円で、なおかつこれが1回だけというのでしたら、またちょっとあるのかなというふうに考えれば、手術1年度に1回であれば1回

は出せるというような条例でさせていただきまして、そういった意味で改正をさせていただければなというふうに考えております。

以上です。

(菅野) わけはわかったから、一応賛成しますけれども、ではこの制度は市のほうがこういう制度がありますよと対象者に言うのか、本人が条例を調べたりして申請するのか、医療機関からそういう制度があるから申請しなさいよと言うのか、制度がわかっているけれども利用できない人がいないということはないのか、どういうふうに周知するのかお聞きします。

(障がい福祉課長) まず、基本的には周知については本議会終了後、広報及びホームページ等で周知はしてまいります。それと、部長のほうからお話がありましたが、医療機関のほうからも対象者については説明するような方向で市のほうも準備を進めていくというようなことありましたので、医療機関のほうの説明を踏まえて検討してまいりたいと思います。

(菅野) 次、66号ですけれども、要するに先ほど頓所さんが言ったけれども、1,100万ふえるだけなのですよ。これは、難病患者の手当を外さなくてはいけないのですか。66号、現在の対象514疾患が600疾患になると。だから、66号は人数が多くなるから、1,000円にするというわけですよ。人数が多くなるから1,000円というものではないと思うのですけれども、人数が多くても苦しいのは同じなわけですから、絵の具か何かを塗って人数が薄くなるなんていうものではないと思うのですけれども、人数が多くなっても難病は難病だと思うのですが、出しても1,522万ですよ。1.9倍になっても1,522万で、今の4,006万やると1,100万でしかないわけで、これは1,000円に減らすことはないのではないかと思うのですが、これ減らさなくてはいけないのでしょうか。

(障がい福祉課長) 難病患者手当の支給に関しましては、まず第1に国の法改正によって来年の1月1日から56疾患が300疾患に、約5倍に拡大されると、これが一つの原因です。それと、これが単独事業でありますので、全額市の負担ということになりますので、これが難病患者の範囲が拡大されたことによって、市の支出予算についても現在、去年の25年

の支出で4,006万円が支出されております。これで国の試算のほうで増加率、国で1.9倍という形で出しているのですが、これを掛けますと27年度には3,600万ほどふえて7,600万円の支出になるということになります。本制度については、鴻巣市で県内の市を対象に、去年ですけれども、25年に調査したところ、40市中37市で回答があって、21市で、先ほどから申し上げるとおり、他市のほうの話が出てしまうのですが、16市は実施していないということになります。それを踏まえた上で今回については5倍に膨れ上がるということで5分の1という単純な計算ではないのですけれども、いろいろ近隣他市とのバランスも考えた上で5,000円を1,000円にということで今回は上程したわけでございます。

(菅野) 7,600万支出がふえるって、これ見ると1,522万2,800円と書いてあるではないですか。1.9倍。

(障がい福祉課長)申しわけありません。それについては、ことしが4,006万出しているので、その単純に5分の1にした金額が1,522万二千幾らになるわけです。ですから、国で試算した増加率は掛けておりません。

(菅野) 5,000円を1,000円にするってきついですよね。だって、仮に3回だとしたら、2万ずつ3回入るわけですよ。それが年1万2,000円だから、4,000円ずつになるのか、3回だと。こういうお金って何でこんなに重箱の隅をつつくように削らなくてはいけないのでしょうか。ほかかやっていないからと言うけれども、本来出すときには難病の人は、よく言われますけれども、健常者には出さないでも済むお金とかっていっぱいかかるわけですよ。タクシーにしても福祉タクシーを頼むとか、そうすると高くなるわけで、よくそういうこと聞きますよね。普通の人と同じように生活していく上で計算されると、とてもやっていけないというの聞くわけですが、7,600万円出せないのでしょうか。1.9倍でどんなものなのでしょうか。ここまで削らなくてはいけないほど鴻巣の市政って追い詰められているのでしょうか。こうのとりの飛びすのに何千万だって出すと言っているのではない。かわいそうに飛ばさないで尾羽切って飼うというのでケージの中に、本来飛ばすために飼っているのであって、動物園はそうかもしれませんが、使うべきお金はここではないと

思うのですけれども、減らすことではないと思うのですが、これは他市がやっているからということであれなのでしょうか。

（福祉部長）もう一つ難病手当の中で大きく変わってきているのが、先ほどの話の中でも出たと思うのですけれども、もともと難病は入っていなかったのが、総合支援法に切りかわってサービスが対象になったというのが大きな理由です。それと、当然自己負担割合というのが今3割なのですけれども、これが2割に下がるのです、一方で。ですから、そういった改定もあわせてやりながら、一方で難病の拡大をしているということがあって改正をさせてもらっていると。

もう一つは、難病指定をされても、中には障害者手帳をもらわない方もいるのです。要するに難病の指定は受けているのだけれども、日常生活はどうか、それほど大きな支障を来さないという方もいまして、今の条例では基本的にはみんな、言ってしまうと手当が出ていくという流れになっておりますので、そういったことも踏まえると、本当に難病で大変な方は、実は障がい重度心身手当のほうをもらっているわけです。ですから、そういう面でいうと、難病手当の今までの手当を支給していたのは、こういった重度心身障害者手当を支給されない方、要はさほど本当に重度かと言われると、そうでもない方も含んで難病手当が出ているという現状もありますので、そういったことを考えますと、本当に重度の方は重度心身障害手当のほうで救済もされますし、サービスのほうもそういった形で使えますので、確かに改定は厳しい内容になっておりますけれども、ご理解していただければなというふうに考えております。以上です。

（菅野）69号で、フレックスタイム制で対応したということが鴻巣のあれで書いてありますけれども、こういう対応で吹上も6時までやるということはどうでしょうか。

（子育て支援課長）鴻巣児童センターのみ6時までフレックスタイム制ということで、6時までの開館としたわけなのですが、ほかの他の児童センターにつきましては学童と、あるいは公民館との複合施設ということになっておりますので、なかなか職員体制ということもありまして、



単独館ではないものですから、5時までほかの館も延長するという  
については、現在のところ厳しいという状況になっております。

（加藤）65号ですけれども、先ほどからかなりいろいろと話が出ている  
のですが、今までは1年に先ほど4回の手術をして、4回これ支給をし  
ていたという実態もあるというふうなこともお聞きしました。今回は、  
この条例改正によって、20万円ではなくて10万円になるわけですね。  
そういった中で、それもその年度につき1回のみの見舞金ということに  
なるわけです。その金額を1年の間にどのぐらいのそういう手術を受け  
る人がいるのかは未定なわけですけれども、今まで何回でも手術をすれ  
ば出していたものを1回にするわけなので、だったら20万出して年  
1回にするというだけの話ならちょっと理解できるのですけれども、金  
額を減らして今度は年1回にというのは、本当に随分ちょっと今までの  
内容とはかなり違ってくるのかなと思うのですけれども、その辺はどの  
ように考えられたのですか。

（障がい福祉課長）小児慢性疾患児の見舞金につきましては、今回の条  
例改正で半分にするということになりますが、これにつきましても10万  
の根拠といいましても、医療費につきましては重度心身障がい者の医療  
費と、そういうような対応策もありますので、そちらのほうで医療費は  
出てきますので、本人の医療費の高額な負担はなくなると思います。  
これの金額につきましては、市のほうで災害時の見舞金ということで、  
死亡者に対する見舞金が10万円支給されるようになっております。見舞  
金ですので、今回この手術に対する見舞金につきましても、あくまでも  
医療費と見舞金を分けた形で、医療費は医療費として補助、支給されま  
す。だから、見舞金につきましてもそういうほかの制度とあわせたよう  
な形で10万円の支給ということで今回決定させていただきました。

（加藤）私の聞いた中身とはちょっと、災害時の方の死亡の方に今10万  
円ということで、それと20万ということは倍も違うわけですから、そう  
いう金額からいえば、そういうのを比較すれば、ああ、そうなのかなと  
思うのですけれども、私の聞いたのは、とにかく1年間の間に4回手術  
をしている子どももいたというふうな報告ありましたよね。そういうい

たというふうなことで、20万を4回お見舞金として出していたわけでしょう。それが今度は、これからは、これ改正になると年間1回ですよ。1回にして、なおかつ金額が10万円となるということは、かなり今までの内容とは変わるわけですがけれども、その辺はどうなるのですかと、そういうふうな聞き方をしたのですけれども。

(障がい福祉課長) 10万に減額した理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、対象者につきましては今後周知期間がございましたので、丁寧に説明をしてご理解を得るような形でやってまいりたいと思います。

(加藤) あくまでも見舞金ということなので、まして市の予算100%出す中で、近隣でもそんなにやっていないというふうなことがあって、小児疾患を持ってられる方の中で何だあってありがたいということで、今まで受けていた方もそういう気持ちはもちろんあると思うのです、お見舞金ですから。医療費とはまた別に対応していただいているわけですがけれども、ただ、今までこういうふうにやっていたものがこうなるというふうに一般的に聞けば、やっぱりえっというふうなことがあるわけです。では、最初の年間何回手術しても20万というふうには、そういうふうには決めたときの状況はどうだったのかなと逆に思うのですけれども。最初からこういうことなれば、ほかやっているからどうかと、こういうものをやってほしいとかと議員のほうから、私がということではなくても、そういう話は出てくるのでないかと思うのですが、実際にやっていたわけで、その辺の最初の成り立ちというものが前向きに考えてこういうことでやってきたのだと思うのですけれども。

(福祉部長) 制度の成り立ちの時どうだったのかとの質問ですがけれども、この条例、昭和51年に施行されていまして、実は私、入所したのが55年ですから、入る前です。菅野委員さんは議員さんだったかわかりませんが、やっぱりこういう制度というのは、確かにその当時は必要だったから、でき上がったものだと思うのです。ただ、その間周りもどんどん、どんどん変わってくるわけです。先ほど言いましたように、サービスのあり方だって随分変わってきているわけです。ですから、時代に

合うのか合わないのか、また社会一般的な考え方としてどうなのかということから考えてみて私どもは必要だと、改正をするべきだというふうに判断したわけです。

確かに加藤委員さんおっしゃるように、では20万で1回でいいではないかという議論も当然内部的にはあります。それも果たして本当に適切なのかどうか。では、10万が適切なのかどうかと。また、10万だってそれがいいという人と、それは違うだろうという人の意見というのは、いろいろあるかと思えます。ですから、一方ではこういう制度をやっていない市もあるのだから、廃止してもいいのではないのかとあるわけです。そういうことを全体で考えていったときに、さっきの話ではないですけれども、災害の話がたまたま出てきたわけですが、一方でそういう形で見舞金として10万という事例を市の中でほかの条例で出しているという状況もありますので、災害の見舞金がこうだったから、これを10万にしたというわけではありません、あくまでも。こういう事例があって、市の全体のバランスの中で考えれば、10万が今のところいいところではないかというのが大方の内部の調整だったもので、こういう意見を出させていただいた。だから、いずれにしても一度つくった条例がやはりその時代に合わなくなってくるのであれば、何らかの形で見直しをさせていただきたいと考えておりますので、そういった視点で物事を見ていただければありがたいのですけれども、よろしく願いいたします。

（加藤）本当に何が一番だとかというふうなことは決めかねられないかなと思うのですけれども、でも今隣でも話ししていましたが、例えば手術して1日でもみたいな話さっきしていましたがね。あるならば、やっぱりもうちょっと、条件というのではないですけれども、その内容を1年に1回でもいいのですけれども、ではせめて手術をして、普通の民間の保険ではないですけれども、今大体1日目から入院すると出るとかと、いろいろありますけれども、あれは保険であって、別に全然また内容違いますので、そういう内容を盛り込んでもよかったのかなとか、そういうことの必要もあったのかなというふうな気もしますけれども、とりあえずではこのことはいろいろ何か平行線になってしまいます

ので、これに関しては終わりにします。

あと、次の66号の難病のことですけれども、やっぱり本当にふえることで予算がというふうなことはわかるのですけれども、であるならば、やっぱり先ほど菅野委員のほうも言っていましたけれども、ほかに削ってもいいいろんな事業費とか何かそういうところがある中で福祉予算を、今までやっていたものを削るというのはサービスの低下というか、住民にとっては、市民にとっては、やはり余りいいことではないのかなというふうに思います。いろいろな関係で減額をしなければいけないというふうなことであれば、せめて1,000円にするのではなくて、1,000円を減額して4,000円にするとか、この金額も本当に何で5,000円だったのかということだってもちろんわかりませんが、でも今まで実際こういう対象者の方はいただいていたわけで、それが1年間の5,000円が1,000円というなら、1年間の中ならそれほど年間の4,000円少なくなったというのなら、それほど感じないかもしれないのですけれども、やっぱり毎月5,000円が1,000円に、4,000円も、半分どころか、こんなになくなるということは、やっぱり今までの方がいろいろといただくことで有効活用をさせていただいていたと思うのですが、これはもうちょっと本当にいかにせよ、ちょっと減額し過ぎるのではないかなと思うのですけれども、その辺執行部としてやっぱり減額し過ぎるとは思わないですか。

(福祉部長)なかなかお金の5,000円に関してはいろいろあり同じなのですけれども、考え方は全部一緒でございまして、お金で手当していたものが当初いろんなやはり障がいのサービスだけでなく、福祉のそのものが最初は多分こういう手当関係から始まっているのかなと。どの条例見ても非常に古い条例になっています。これも57年の条例で施行されたというふうにあります。今は、本当にサービスを使わなければならない人、どうしても必要な人が使った分、その部分をやはり税金で賄っていかうというのが大原則かなというふうに考えています。特にこの難病手当に関しましては、先ほど来申し上げましたけれども、障害者手帳をもらっていない方もいる。日常的な生活、制限がないとは言い切りませんが、どうにか通常の生活を送っていらっしゃる方も結構いるとい

うことも一方であります。

今回は、さいたま市が見直しを図っているのですけれども、さいたま市はこれ廃止しております。廃止していないところも当然あります。廃止したところだけ言っているわけではないのですけれども、ほかの市でやっぱり見直した市もあります。恐らくこういう特に市町村の中で、一般財源で事業を運営していくというのがなかなかやはり非常に厳しくて、特色を出して、例えば今回の新聞の中にもありましたけれども、インフルエンザ援助みたいな打ち出しているところもありますけれども、あれも一般財源です。でも、一般財源って考えによると、そこで制度をずっと継続できるかと言われますと、非常に厳しいものがあります。皆さん4,000万かかっているものが、そんなにではないではないかとおっしゃいますけれども、これ毎年4,000万がいずれ8,000万になるわけです、約1.9倍。それをずっと継続していくだけの制度維持ができるのかと言われれば、恐らくこれは制度維持できないと思っております。

ですので、そういった意味で考えていきますと、今ある障がいサービスの中でうちのほうで重点的にやはり生かしていくのは、総合支援法における支援給付事業をできるだけ皆さんが利用しやすいような体制で整備していくというのが今の障がい施策の根幹なのかなというふうに考えておりますので、今回5,000円を1,000円にさせていただきました。ただ、やはり5,000円今まで年間6万円の支給を受けていた方が1万2,000円に下がるわけですので、何らかの当然その方に関しての影響はあろうとは思いますが。一方で、先ほども言いましたお医者にかかる負担が3割から2割に軽減されるとか、一方で難病のほうの重度の方は一部負担を導入しようという形にもなっています。ですので、そういった制度の均衡を図っていく中では、ただ単に難病だからというだけで支給をするというのはなかなか難しいというのも現状かなというふうに考えまして、今回の改正の提案をさせていただいたわけです。

以上です。

(加藤) 今の答弁の中で、障害者手帳をもらわないで頑張っている方がいらっしやると。そういう方というのは、あえて難病でこういう手当が

出るということ存じていながら、そういう申請をしないという、そういう内容なのですか。

（福祉部長）その方の意識はどうかわかりませんが、難病の部分に関しましては県の事業でやっておりますので、県のほうへ鴻巣市としてはこんな難病に関するサービスをやっていますということをアナウンスしまして、県のほうで難病の指定を受けられる方が鴻巣市にいらっしゃれば、鴻巣はこういうサービスですとそこで知り得る情報です。ですので、その後申請をするかどうかというのは、またその方の個人の考え方というふうになるかと思えます。

（加藤）では、次の、ちょっと聞き逃したのかなと思うのですが、67号なのですけれども、ホームヘルプサービスの手数料条例廃止なのですが、これ居宅介護で対応できることから廃止するとかいう話が、きょうのここではなかったと思うのですけれども、そんなことを聞いたかと思うのですけれども、それって今までのヘルパーさんの手数料からこれに変えることで、どういうふうにか何か変わるものがあるのですか。

（障がい福祉課長）ホームヘルプサービス事業につきましては、手数料条例が今までございましたが、今回障がい者の総合支援法の中でホームヘルプサービスについては居宅介護事業ということで位置づけられておりますので、そちらのほうを利用していただくということで、ホームヘルプサービスの利用については廃止させていただくこととなります。

なお、ホームヘルプサービス手数料条例、今までございましたが、ここ数年このホームヘルプサービス利用については実績がございません。支援法のほうの関係で、そちらのほうを利用する方がほとんどになっておりますので、だんだん支援法のほうに移行してくるものと思っています。

以上です。

（加藤）では、69号のほうに行きます。先ほどから何人かの方が話していましたけれども、吹上に今度できる児童センターは複合としてできるわけですけれども、出入り口とか、そういったものは別というか、例えば支所の玄関から入っていかなければそこに行けないとか、そうでは

なくて、児童センターのほうに入る入り口というのは専用ではないのですけれども、直接入れるような、そういう建物になるはずですよ。

（子育て支援課長）現在吹上の児童センターにつきましては、コリドーといって回廊ですか、廊下が丸くなっている、中央にあって。それぞれの廊下からそれぞれの児童センターなり、図書館なりに行けると、そういうことになっておりますので、入り口は恐らく児童センター専用の入り口というのが、その回廊の中から通って入るといような形になるのかと思います。

以上です。

（加藤）何でそんなこと聞いたのかといいますと、この利用時間、鴻巣だけが6時までというふうなことでということで、吹上と田間宮が5時までです。職員との関連の中でそういうことが難しいというふうな先ほどの答弁かなと思うのですけれども、どこまで職員と各施設の職員との連携でやるのかちょっとわかりませんが、そういう回り廊下的なところを何かすれば、やっぱり独立した児童センターだけの6時までとか、そういうふうな内容で、職員の勤務時間はフレックスタイムとかで鴻巣がやっているというふうなことで、そういうふうなことでやっぱり時間6時までというふうなことの延長ということが可能なのではないかなと思ったのです。

あと、田間宮のほうもここに学童保育室、ここに田間宮のあるのですか。逆に学童保育室なんかは、先ほどの話ですと、7時まで預かっているわけですよ。そうすると、そういう時間の普通の公民館の中とは違う時間帯で運営しているというか、そういうことがあるわけなので、考えれば延長時間というか、延長というよりも正式な利用時間がこういうふうにも可能ではないのかなというふうに素人として考えるのですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

（子育て支援課長）学童保育につきましては専用の職員がおりまして、専属で7時まで見ているわけなのですけれども、児童センターと公民館の職員につきましては両方兼務ということで、5時15分までの勤務ということになっておりますので、今の職員体制からすると、6時まで延長

すると、あるいは5時半まで延長するということについては、ちょっと厳しいのかなと思います。

参考までに、近隣の児童センターの閉館時間の状況でございますが、桶川市と久喜市、こちらが9時に開館して17時まで、また加須市が5時半までですか、上尾市につきましては18時までということになっているのですが、ここは指定管理者制度を入れまして、体制が職員でなく、指定管理者という中で委託をして実施しております。ただ、大部分が5時か、長くても5時半で閉館しているという状況になっています。

以上です。

(加藤) 職員体制だけの話であれば、いろいろなこと考えれば可能性は十分あるのかなというふうに思いますので、これは今後の課題としていろいろと検討していただきたいというふうに思います。

では、以上です。

(野本) 今まで大分審査されましたので、幾つかだけ伺いたいと思います。

65号の部分で、説明か質疑の中でこの改正のもととなったのは県の要綱改正というふうに伺ったのですけれども、2分の1の補助がなくなると、これのことでよかったですでしょうか。

(障がい福祉課長) 65号の小児慢性疾患児見舞金のことでよろしいですか。これにつきましては、市の単独事業で、全額市の負担になります。

(野本) そうしますと、市の影響額というのは前と今とはそれほど変わってはいないと。影響額といいますか、市の負担額というのは、1回になったということ以外には変わっていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(障がい福祉課長) この件につきましては、小児慢性疾患については国のほうの方針で、現在514疾患が対象になっておりますが、これが来年に入りまして、段階的に夏ごろまでには600疾患に拡大されるということになります。したがって、市のほうとしても疾患の範囲が拡大されるということは、疾患児がふえるのではないかと予想されます。そういうことで今回支給額の減額及び年1回の支給ということで条例出させてい



ただいたわけです。

（野本）今伺いたいことというのは、要はふえるという事情があるというのはわかると。ただ、減額に当たっては、県が出していた分だけが減るというふうに考えていいのかどうかということなのですが、要するに県は2分の1ということだったから、今までは市が出している単独は10万円であって、それが県も1年に何回あっても10万円出していたというのが、ただ単にそれがなくなって市の分だけになったというふうに考えていいのか。

（障がい福祉課長）この事業につきましては、県の支出は当初からありませんので、市のほうで100%支出してまいった事業でございます。金額減らしたということと回数を減らしたということにつきましては、やはり1人の方が年間に最高で4回、80万円の支給を受けていたと。また、そうでない方については、その支給が受けられないということで、偏った支給という形になる可能性もございますので、今回年1回の支給ということで限らせていただきました。

以上です。

（野本）わかりました。

あとは、支給のタイミングというのは特に65号、66号なんかもやっぱりあるわけですが、これについてはいつのタイミングで、変わりはあるのかなのかということ伺いたいと思います。

（障がい福祉課長）小児慢性につきましては、手術後、請求していただいて、その年度内での支払いということになります。ですから、年に1回の支給ですので、その手術後に1回請求をしていただくような形になります。

（野本）そうすると、手術をするときに必要な経費をそこからやりくりするというものとはちょっと性質が違うということになるわけですか。

（障がい福祉課長）これは、小児慢性のほうですか、難病……

（何事か声あり）

（障がい福祉課長）小児慢性のほうですね。申しわけありません。もう一度お願いできますか。

(野本) 今の答弁をいただいて、支給されるタイミングというのは請求されて年度内にとということであると、入院したのが、時期がもっと年度の早い場合は、それを頼りにして患者の家族がやりくりをするというよりは後から出てくるという部分で、当事者にとってすごく環境が変化するというのではないというふうに思われるのですけれども、そういうことでしょうか。

(障がい福祉課長) この手当につきましては、先ほどから何回も申し上げていますが、見舞金という位置づけでございますので、医療費の支払いとは違いますので、支払いにつきましては医療費として支払っていただくと。見舞金ですから、その手術をしてから、例えば3月に手術すれば、3月中の申請はやればできるのですけれども、難しいかと思えますけれども、手術をした年度に1回支払うという形になりますので、4月の請求についても、これは前年度の手術ということで受け付けて支給するような形になります。

(野本) 例えば3月だったら年度が近いから、割とすぐの話になると思うのですが、例えば4月、5月ごろに手術をした場合、それが終わって申請したときに支払われるのはどのぐらいの期間で行われるのか伺いたいと思います。

(障がい福祉課長) 手術をした後の請求する日にもよりますけれども、そんなに長期間かけないで、長くても1カ月から2カ月の間でお支払いができると思います。

(野本) わかりました。その部分については今までと変わりがないと、手続に関しては変わらないということによろしいですか。

(障がい福祉課長) はい、そうです。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 議案64号、70号、71号は反対をします。これは、食事代を保険対象から省くものです。食事代は、治療の一環ですので、認めるわけにはいきません。

66号反対いたします。1,000円に下げるとというのは、幾ら他の部分で充実するといっても、大変もらう方にとっては思い切ったカットであると思います。市の財政を見ますと、このところ財政調整基金などはどんどんふえまして、今回35億ですよ。財調が35億で、全体で84億の基金というため込みが将来のためだといっているわけですから、こういった部分から少しでも難病に苦しむ人に回すべきであると思いますので、66号も反対いたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(加藤) 66号に対しまして、反対討論させていただきます。

やはりいろいろな状況の中で、これは本当に鴻巣市としてやっているというふうなことで、昭和57年から施行していると。大分早い時期から対応していたということに対しては敬服する内容なのですけれども、1カ月5,000円という金額を1,000円に減額するというふうなことに對して、やはり財政的にいろいろ大変というふうなことの理由だというふうなことの説明をいただきました。しかし、受け手側のことを考えますと、やはりこれはちょっと減額し過ぎますという考えのもとに反対とさせていただきます。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第62号 鴻巣市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 鴻巣市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鴻巣市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 鴻巣市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

す。

( 挙手全員 )

( 委員長 ) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

( 委員長 ) 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

( 委員長 ) 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

( 委員長 ) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

( 休憩 午後 2 時 4 1 分 )



( 開議 午後 2 時 5 9 分 )

( 委員長 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

( 説明省略 )

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(頓所) それでは、12ページの、これは幼稚園預かり保育の補助金からずっと下の子どもを守る地域ネットワークまでというのが、県のこども基金が国の12ページのほうに変更したということですか。

(保育課長) 補助金の関係でございますが、幼稚園預かり保育事業から下の項目につきましては、当初予算におきましてはこども基金の県の補助金として収入を充てさせていただきましたが、今度その上の国庫補助金の保育緊急確保事業費補助金のほうに創設されて変更になったということで、そちらのほうに組み替えをさせていただくための減額補正になっております。

(頓所) そうしますと、今度16ページになるのですけれども、保育緊急確保事業のファミリーサポートとか、いろいろの事業がこの中に入っていないのだけれども、そのファミリーサポートセンターとか地域子育て拠点事業補助金とか認定こども園とかの事業は、この中にはどこに入っているのですか。その事業はどうしたのですか。

(保育課長) 補正に上げていないファミリーサポート事業だとかにつきましては、当初予算どおりの予算項目になっておりますので、当初予算に計上されてある金額で、補助率が変わって歳入が変わったということだけで、今回の補正には上げてございません。

(頓所) そうしますと、保育士処遇改善特例事業補助金なのですが、市内7カ所分というのは、どこの保育所を指すのでしょうか。

(保育課長) 保育士処遇改善事業につきましては、市内の民間保育園でございます。7カ所分でございます。

以上です。

(頓所) その上の幼稚園預かり保育支援事業の150人分増加というのは、どういう事業か確認させてください。

(保育課長) 幼稚園預かり保育支援事業につきましては、県の事業で実施をしていただいております。鴻巣におきましては、まむろ幼稚園と松原幼稚園におきまして1歳から2歳、3歳未満の保育に欠けるお子さん

をお預かりをしていただいている事業です。その事業に対する補助金で  
ございます。これは、補助事業費になります。

以上です。

（頓所）その人数は、延べ人数ですか。150人というのは、その対象者が  
150人2つの園でいるということなののでしょうか。

（保育課長）当初予算よりも156人増加したということで、その2つの保  
育園の合計の3月までの見込みでございます。当初予算よりも156人……

（頓所）延べではないということですよ。延べですか、これ。

（保育課長）延べです。

（潮田）歳入のほうで、12ページで市町村による提案実施事業補助金、  
衛生費補助金のほうです。これ歳出のほうで言っていたのが、17ページ  
の予防費のほうになっている健康体力づくりでいいのですよね。これの  
先ほど差し引き6,400万で、実際これ消耗品費のほうは30万ですけれど  
も、この内容をもう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

（健康づくり課長）市町村による提案実施事業補助金につきましては、  
今年度の当初予算で健康体力づくり事業において健康遊具の設置という  
ことで、歳出予算は既に組んでおります。それに対する県のふるさと創  
造資金という事業に該当したということで、今回歳入のみの計上とさせ  
ていただきました。まず、それは1点そういうことでございます。

健康長寿サポーター事業補助金については、全く別な補助金でございま  
して、先ほどもご説明いたしましたけれども、昨年度のみ限定だったも  
のが今年度も延長された県の健康長寿サポーター事業の補助金、頭打ち  
が30万円という、どの市町村も決まっておる補助金を今年度もいただ  
けることになったということをもって今回歳入並びに歳出で30万円の計上  
をさせていただいております。

以上でございます。

（潮田）今その説明、先ほどの説明でもあったのですけれども、これ対  
象者がどのくらいで、歩数計とかファイルを配布と言うけれども、これ  
が対象者がどのくらいのものなのか、サポーター養成というものの内容  
を教えてくださいたいです。

(健康づくり課長) 埼玉県で広く健康長寿に対して知ってもらおう、みんな健康長寿を考えようということで、昨年度からこういったサポーター制度が導入されたわけなのですが、まず埼玉県といたしましての目標値につきましては、昨年度、今年度の2カ年で埼玉県全体で3万人を目標ということで昨年度始まりました。また、鴻巣市におきましても昨年度、ことしの2年間で600人の予定をとということで昨年度スタートしたところ、昨年度1年間で鴻巣市で561名の方がこのサポーターとして登録したということになっております。ただ、600人になればいいというものでもございませんので、引き続き今年度も年度途中の事業の中でサポーターになっていただいている方もいらっしゃるのですけれども、今年度もやはり500から600人程度のサポーターをふやしたいという方向で、今回消耗品として購入する予定の歩数計と健康ファイルについては、それぞれ555個を予定しております。1つの単価としては、歩数計で380円、健康ファイルとして120円という参加者に配る消耗品として予定をしております。

以上でございます。

(潮田) これは、去年ラジオ体操に集まったときに健康サポーター何とかといって自分も名前を書いた記憶があるのですけれども、その後特に活動ってしていないのですけれども、今回お金をかけて養成するというのは、それなりに養成しなかったかなと思うのですけれども。

(健康づくり課長) ご指摘のとおりだと思います。ただ、こういったイメージ的なものを県全体に浸透していくということで県の事業として始まったということもありまして、実際30分間のサポーター養成講習を潮田委員さんも昨年度受けていただきました。それをもって誰にまた引き継いでいくということではなく、身近な方とか家族の方々に健康の重要性、栄養の大切さというものを少しでも伝授してほしいと、そういった意味合いでのサポーターということでございますので、地域でのそのリーダー的に指導するということころまでのことを想定しているものではないということの中での事業ということでご了解いただければと思います。



以上です。

（潮田） ことしは、健康まつりが単独で行われるということなので、健康に特化した年というふうになることも考えると、この30万上手にうまく使えたらいいなというふうに願っております。

次が16ページの児童措置費の保育緊急確保事業の中の保育士等処遇改善特例事業補助金、これ952万って結構大きな金額ですので、これがどのように使われて、1人当たり保育士さんにどのぐらいの処遇改善が行われるのか。いつ、こういった形で支給をされるのかお願いします。

（保育課長） 保育士処遇改善特例事業補助金につきましては、補助の基準となりますのが4月1日の児童の人数と、10月の1日の児童の人数が基準の人数となります。これに基準額を掛けて、その保育所ごとにそれぞれ定員だとかによっても違ってきますので、市内7つの民間の保育園があるのですが、補助金につきましてはそれぞれ違う金額になっております。平均いたしますと、200万ちょっと欠けるぐらいの補助金になるのかなと思って、少ないところでは50万を欠けるところもあります。多いところで250万ぐらいのところもございます。これの使い道につきましては、保育士さん、それから給食の方、用務員さん、事務員さん等に今の給与よりも上乘せして支給をしていただくということになっております。昨年の例を見ますと、12月の一時金でこの調整をしたということで聞いております。今年度におきましても、多分12月の一時金で補助金の額は支給をされるのではないかということになります。ただ、これはあくまでも補助基準額ですので、法人の考えによりまして、これ以上上乘せして、自己負担になりますけれども、上乘せして去年は一時金として支給をしたところもあると聞いております。

（潮田） 今保育士の確保がどこも大変、市の臨時職員も確保するのが大変というふうに聞いております。民間のところも民間のお給料と市の臨時職員と賃金格差ってかなりあるものなのではないでしょうか。

（保育課長） 臨時職員の時給でございますけれども、市におきましては今1,010円という形で設定をされて募集をしております。民間につきましては、多分ここまで高い額にはなっていないと思っております。いつか

園長先生からお話を聞いたときには、余り市の基準単価を上げてしまうと民間で採用できなくなるからというようなお話も聞いてございます。公立よりも高い賃金ではないということです。

以上です。

(潮田) 実際は、その保育園の採用によって保育士さんにどのくらいお金が行くかというのは全くお任せというのが現状ということになるのでしょうか。

(保育課長) これにつきましては、各法人の考えによるかと思うのですが、この補助金を利用いたしまして、先ほども申し上げましたとおり、自己負担額を足して処遇改善を行っているということでございますので、この補助金の基準額以上使っていただければ、市としてはこの基準額を出すということになっております。

(潮田) こういったものは、それぞれの保育園に渡す。渡した後のどういうふうに使ったという報告はもらうものなのでしょうか。

(保育課長) 当然これは県の補助金だとか、補助絡みでございますので、市としても県、また国に対して実績報告を出さなくてはなりませんので、民間保育園からの使途方法、実績報告を出していただいて、それをもとにうちのほうから県のほうに実績報告を出しているというような形になりますので、民間保育園からの実績は上がってきております。

(潮田) ということは、昨年も同じように保育士の処遇改善あったと思うのですがけれども、そのときは1人当たりどのくらい支給されたとかという数字は上がっているのですか。

(保育課長) 済みません。ちょっと今資料探しますので、申しわけありません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時32分)

---

(開議 午後3時32分)

(委員長) 再開いたします。

(潮田) 少し戻りますけれども、同じ16ページの一番上、児童福祉総務

費の中の次世代育成子ども・子育て支援事業で、計画策定委託料というのがコンサルで入札不調だったということなのですから、これの不調だった理由は、単純に金額が安かったからということなのではないでしょうか。また、これのスケジュール、いつまでに、こういった形で策定するのをお願いします。

（子育て支援課長）次世代育成子ども・子育て支援事業につきましては、こちら入札の不調になったまず理由でございますが、1回目の入札が債務負担行為の設定をしております、26年の3月26日に第1回目の入札を行いました。このときに6社が参加しまして、そのうち3社が辞退をしてしまったということでございます。また、その3社辞退した中に、うちのほうで当初予算編成時に見積もりをとったコンサルタント会社がいるのですけれども、そのコンサルタント会社のほうも金額のない札を入れて辞退したということの不調になってしまったということでございます。この不調になった理由でございますが、子ども・子育て支援事業計画が全国一斉で策定されるということと、また他の福祉部門計画の改定などでコンサルタント会社が手いっぱいな状態になってしまったということから、不調に終わったというふうに解釈しております。

それと、事業の計画の関係でございますが、今次世代の協議会のほうでご議論いただいているところでございますが、大体12月末までに概要のほうを固めて、来年の3月いっぱいまでに計画のほうを策定する予定になっております。

以上です。

（潮田）わかりました。

21ページの教育総務費の中の教育指導費、地域人材活用事業なのですから、これ259万、1人の方になるのだと思うのですが、これは全額、10分の10県からだと思いますので、だけれども、誰にどういってお話をお願いするとかというのは、全部一律27校とかというふうには県のほうで決められていることなのではないでしょうか。市のほうでいろんな経験持っていらっしゃる方たくさんいらっしゃると思うのですけれども、たった1人の方に1年間27校回るのに259万というのはいかがなものかなと思うの

ですが。

（学校支援課長）まず、1人の方というのではなく、幾つか例示が文部科学省のほうから示されておりまして、その中で本市のほうではパラリンピックキャラバンということで車椅子バスケットに参加した選手を招聘して、その方々に講演をしていただくということになります。ですから、昨年中学校でやったの大体5名程度、5名から6名の車椅子バスケットの選手をお呼びしてやっていただきました。昨年その講演が中学生に、全部の中学校でやったわけですが、とても好評でしたので、これはやはり小学生にも見てもらいたいということから、今年度は同じ方々に小学校にも回っていただくということで、やっていただくということで企画いたしました。

以上です。

（潮田）ということは、これは1人ではなく、五、六名の1つのチームで全て27校回る。去年も同じ話を聞いた生徒もいるということになるのでしょうか。

（学校支援課長）対象がこれは大体多くて1学年ということですので、昨年中学3年生の生徒たちにやりましたので、同じ子どもたちが聞くというわけではないです。ことしは、各学校には任せておりますけれども、中学校では1年生から3年生のどこかの学年、小学校では高学年、5、6年生をというふうには考えております。ただ、どの学年にというのは各学校に任せております。

以上です。

（潮田）これは、去年も地域に人材活用事業という形であったお金なののでしょうか。

（学校支援課長）新たに事業を設けるのではなく、地域の方というわけではないのですけれども、人材を活用するという事でこの事業に計上いたしました。

（潮田）しつこいようですけれども、これ後に鴻巣市の道徳教育ということでのお金になるわけですけれども、今後もこういった人材活用というのは市内の中でどなたかにとかというような考えというのはあるので

しょうか。

（学校支援課長）これは、文部科学省が道徳の推進を図るために行った事業ということで、それに本市としては応募した形になります。また、現在生き方指導ということで、進路とも絡めて地域の方をお呼びして生き方を講演してもらおうと、そういった事業もやっておりますので、これに限っては文部科学省の道徳事業の一環に手を挙げたということになります。

以上です。

（保育課長）大変失礼をいたしました。先ほどの保育士の処遇改善の1人当たりの平均的な月額でございますが、常勤保育士につきましては8,820円、それから非常勤保育士につきましては7,090円となっております。

以上です。

（潮田）これは、一時金として12月にボーナスというような形で1人当たりこの金額、常勤の方8,820円が支給されたということになるのでしょうか。

（保育課長）これにつきましては、月額に直しておりますので、単純に12を掛けていただいたものが12月の一時金として加算されておるのだと考えております。

（潮田）去年のちょっと金額、全体の予算が幾らだったか記憶がないのですがけれども、ことしも同じようなレベルの金額ということでよろしいのでしょうか。

（保育課長）今年度につきましては、保育所によりましては去年よりも基準額が減っておるところもございます。先ほども申し上げましたが、少ないところでは40万だとか50万というところもありますので、去年と同じ水準ではないと思っております。

（菅野）後ろからさせていただきます。今の道徳教育のところですがけれども、これは鴻巣が文科省に応募して去年好評だったので、行う事業ということで、進路も絡めて中3に説明をするのだという説明がされました。今私も行政質問でも取り上げましたけれども、文科省が行おうとし

ている道徳教育なんていうのは、本当に安倍政権が進める戦争する国と一体になって進んでいますよね。それで、現場の中学校の先生の中からは、中学校に限らず、普通の学校生活の中で道徳心というのは培うべきではないかと。成功した人や偉人や、そういう人をしてできたのだというのでは、話は聞くけど、自分には無理と、そういうことになってしまう。ふだんの授業の中で弱い人をみんなで助けるだの、自分の能力を生かして能力の範囲で頑張るだの、そういうことをやるのが本来の道徳教育ではないかと言われているわけですがけれども、これはパラリンピックの人が来てどういうふうな話をするのでしょうか、どういう形で。

（学校支援課長）今道徳教育の目標としては、生徒に生きる喜びや命を大切に作る心、それから夢に向かい、希望と勇気を持ってやり遂げる態度とか、実現に向かって努力する態度を育てるためという、そういったいろいろな目標があるわけですがけれども、その一環としてなかなか日ごろの生活経験の中では体験できないようなものもやはりこの中に入れたらいいのかなということでの企画をしたわけですがけれども、内容的には交通事故など不慮の事故で下半身が不随になった人が人生に絶望を感じている中、車椅子バスケットに出会って新たな目標に向けて再スタートを切ると。実際に私も講演を聞いたわけですがけれども、突然交通事故に遭って、意識が回復したら足がなかったと。そういった絶望を感じたときに自分はこの車椅子バスケットによって救われたというようなこととか、それから車椅子の操作、こういうふうに操作をして段差を自由自在に自分たちはやるのだよ。ところが、自分たちにはできることとできないことがある。そういうときに車椅子の人たちを見かけたらば、できることを手伝っていただきたいというような内容の話もありました。ですので、今後そういった話というのは、日ごろの生活経験の中でなかなかできないことですので、とても有意義な講演内容だったなというふうに自分は考えて、またそういった感想を多くの子どもたちが述べておりました。

以上です。

（菅野）先生の過重労働の中に市教委への報告が非常に多いと、そうい

うのがあるわけですが、こういうのをやった場合、どういう報告書の上げ方になるのでしょうか。

（学校支援課長）この報告に当たっては、こういうことをやった場合、どの学校も子どもたちから感想文などを書いていただく感じになるかなと思うのですが、その感想文等を幾つか市教委に上げていただいて、市教委の担当指導主事がまとめるという形になっております。報告自体は、その程度でございます。

以上です。

（菅野）確かに野口英世にしろ、指が丸くなった中で頑張ったとか、いろいろ今のオリンピック選手なども新しい道徳の中には出ているわけです。私も孫の5年生の読みましたけれども、延々と続くわけです。こういういいことをした、いいことをした、困難な中でこうやったと聞いて、これが本当に文科省の言うこういうのがいいことだということに特化されないかと思うほど似たようなのがずっと1冊初めから最後までそうなのです。かなりの量なのです、5年生でも。小学校の5年生でもすごい量なので、あれでは思考が停止するのではないか。要するに人間の発想が豊かになるのは、やっぱり自由な空間の中でだと思っております。余りこれがよいものだと特化するのではなく、自分の弱さと向き合いながら、他の人とともに上っていくというような感じにならないと、最初によいもの見せつけられると、どう考えても、ああ、無理と。私も読んで、ああ、無理と確かに思ってしまった。野口英世になれないとか思ったのですが、そこら辺を、これは国が、県費ですと言うけれども、県が全部出しているわけですから、市が応募したということは、これは全県でどれぐらいの学校が応募しているのでしょうか。全自治体ではないですよ。

（学校支援課長）まず、同じような事業をやっているところは、南部管内では本市のみです。県内では、本市含めて5市と聞いております。

（菅野）それは、259万はそっくり来るわけですから、おいそれと来ないと思いますけれども、下村文科相がある学校に行ったら、新しい道徳の教科書が積んであったと、子どもに配らないで。頭にきて子どもに持つ

ていかせて、うちへも持っていかせろと。うちへ持っていかせて、親にも読ませろということですよ。何で学校に積んであるのだと。子どもに見せるだけではだめだ。うちへ持って帰って親に見せろと言ったなんていいですけども、心のノートが大変こういうことばかり書いてあったと不評なので、新しい教科書はそれにもっとグレードアップして新しい道徳というのができたものですよ。何かその行動版ではないかなという気がするのですけれども、実際の授業の中でやはりいろんな教訓というのはあると思うのですけれども、そういうところに人間として生きていくのに何が大切かということをしつかりと入る教育というふうには、これはそれとちゃんとタイアップしていくものなのではないでしょうか。

（学校支援課長）まず、今回27校全てにということではパラリンピックの講師をお呼びすることになるわけですけども、そもそもこの計画にはいろいろございまして、例えば深谷市などでは郷土の偉人として渋沢栄一について副読本を独自に作成する、そのための補助金ということで手を挙げている市もあります。ですから、これに関してはいろいろな内容がございまして、その中で本市としてはこれがいいだろうということで昨年パラリンピックというものを選んで、独自に本市のほうで計画を立てて応募したという形になります。ですので、その内容に関してはその都度手を加えることができますので、特に本市においては命を大切にするとということ、それから夢に向かってという、その辺をちょっと重視しまして、その辺の道徳的な価値観を子どもたちに育てたいということでこの企画を立てた次第でございまして。

以上です。

（菅野）次、16ページですが、学童のトイレの改修が広田と屈巢の学童で行われておりますけれども、これは130万ぐらいのトイレですから、どういう改修になって、最新のトイレの改修になったのでしょうか。

（保育課長）川里地域の学童保育室の改修事業でございまして、川里地域の学童保育室は前身が保育所でした。52年と53年に設立されたものでございまして、その後ひまわり保育園ができたときにこの3つが統合されて1つになったと。その後、学童保育室として利用をしてい



るわけでございます。当然前身が保育所でございますので、トイレにつきましても幼児用の便器があったりという形で、学童保育室にするときには若干手を加えて直したのですが、児童もこれからふえることが見込まれますので、トイレ等もきれいに児童が使えるようなトイレにしようという形で考えております。また、これも前身が保育所ですので、男女が分かれていないような状況のトイレでございました。それも含めてパーティション等で分けてトイレの改修を2カ所したいと考えております。

以上です。

（菅野）離れたら押さなくてもジャーっと水流れるような最新のトイレですか。

（保育課長）今のトイレにつきましては、センサーで今委員さんが言ったように来たら便器が上がって、離れたら水が流れるというような便器もあるかと思いますが、この予算の中ではそこまでのことは考えておらないのですが、今の時代でございますので、家庭でももうウォシュレットは普及をしているのかなと考えておりますので、その辺のところまでは考えてはおるのですが、センサーで便器が上がったり、自動で流したりというのは考えてはおりません。

以上です。

（菅野）ぜひそうしてやってください。

それから、その上のコンサルの委託料ですけれども、何でもこうやって委託、コンサルに頼むのはどうなのでしょう。当初予算かどこかでごみについてもすごい金出して委託料が載っています。私議員の学校に行くと、三浦市がごみについては池上洋通先生という自治体学校を主催している方が1年間一緒に職員と学んで、コンサル任せではない本当の三浦市のごみどうしようと計画をつくったということの話を聞いたことがあります。コンサルがやるのは名前を変えるだけで、多くは同じだと、中身は。宛先を鴻巣かどこかにするぐらいで思うわけですけれども、それで安くないですよ。確かに職員がぎりぎりの中でやっているのはわかりますけれども、1回国保か介護保険か何かで、国民年金か何かでここ

でやったときに、市が業者に頼まないで、いわゆる報告書、計画書をつくったということがありました、確かに。すばらしいことだと言ったら、大変だったけれども頑張りましたと言って、自分のものにして出たわけで、これって市役所の職員ってできないですか。

（福祉部長）今回の子育ての計画については新しい計画ということで、当然市の職員だけで果たしてできるのかどうかは非常に疑問な点がございまして、コンサル料を計上してやっているというのが現状です。ただし、この委員さんの中でも審議会ごらんになられた委員さんもいらっしゃいますけれども、内容的には非常に今職員が提案をして、職員の形で進めさせていただいております。ただ、専門的な知識であったり、他市の状況であったり、国からの情報というのも当然ありますので、そこら辺のほうはコンサルとの調整のほうにやらせていただき、実際に昔に丸投げ的だというような菅野委員さんはおっしゃっておりますけれども、決してそんなことはございません。ほかの計画でも、障がい者の計画では障がい福祉課が独自で全部つくっています。それから、去年つくりました地域福祉計画につきましても、半分以上が市のほうで提案をさせていただいてやったという実態もありますので、丸投げということはございませんので、今後もそういった意味でできるところは自分たちでやって、苦手な分野、そういった分野に関してはコンサルを活用して作業料を減額していきたいなというふうに考えております。

以上です。

（菅野）次の15ページの後期高齢者の医療制度ですけれども、これ決算年度ですので、県の決算報告は出ますでしょうか。県の決算報告は、もう出ていると思うのです、後期高齢者の。その資料が出るかどうか。そうでないと論議のしようがない。

（国保年金課長）県の決算報告というのは広域連合の。

（菅野）出ていますよね。

（国保年金課長）市町村負担額の確定額が7億381万9,903円、それで納入済み額が7億267万443円、この確定額と納入済み額の差額が今回の補正の114万9,260円、切り上げまして115万なのですけれども、この中身と

いたしましては保険者負担分あるいは高額療養費、高額介護合算療養費等々の基本額ということで既に確定をいたしまして、この差額を今回広域連合のほうにお支払いするというところでございます。

（菅野）このこともそうなのですから、県全体の後期高齢者医療制度の決算書は出ますかと聞いている。全部の。

（国保年金課長）まだ決算書のほうは私どもに届いておりませんので、届き次第何らかの形でお示ししたいというふうに考えます。

（菅野）お願いします。そうでないと数値がわかりませんので。それから、12ページの乳児の家庭を全戸訪問するというところで、補助金が国が3分の1入るので、県の分を減らしたということで61万3,000円減らしたと載っていますけれども、これは4カ月訪問のことをいっているのでしょうか。

（子育て支援課長）こちらの事業につきましては、こんにちは赤ちゃん事業ということで、生後4カ月の方については新生児訪問というのを保健センターでやっているのですが、その新生児訪問を受けた方以外の方で、新生児訪問につきましては希望制でございますので、希望しなかった方のお宅をこんにちは赤ちゃん事業として全ての家庭を訪問するという事業を実施しております。この事業に対する歳入でございます。

（菅野）それは、今赤ちゃんいっぱい産んでいるわけではないから、何世帯ぐらいになるのでしょうか。

（子育て支援課長）合計の対象児童数ということで、全部で812人が25年度の決算で数字が上がっております。このうち、先ほどの新生児訪問を実施した家庭が349人、こんにちは赤ちゃん事業を実施した家庭が426人という状況でございます。また、100%この2つの事業で目指しているわけですが、未実施の訪問数が37人ということでございます。37人の家庭につきましては、4カ月健診ですとか、健診の機会を捉えて確認をしていくということになっております。以上です。

（菅野）生後4カ月ぐらいで、要するに乳児訪問のときに市民から聞くのですけれども、1回そちらでも言いましたけれども、一番来ていただ

いて何がよかったかといったら、離乳食の指導をしてくれたのがよかったと。離乳食の指導ですから、1回やればいいのです。1回やれば離乳食、後は続きますから、そんなときに何を食べさせるかと。私もちっちゃい子抱えている方に離乳食何やっていると言うと、大抵御飯をやわらかめにしてだの、買ったものとかと言うのですけれども、やはりそうではなくて、本当の離乳食というのは根っこのものを煮て食べさせるわけです。大根、ニンジン、ゴボウ、タマネギ、カブ、そういうのを土鍋でちゃんと昆布のだしを入れてぐつぐつ、ぐつぐつよく煮て食べさせる。要するにがんになったり、リウマチなんかになると、根っこのものを食べなさいと大人でも言われますけれども、そこから離乳食って始まるのです。どんぐりなどは、1人に1つの土鍋なのです。それで、朝1日分をこつこつ煮て、それ1日食べる。そういう状況を1年続けてから御飯だの、いろんなものにしていくわけですが、そういうことを知らない人がほとんどいます。要するに今の状況の中で、何でも食べさせるという状況になっている。ある方がこういう指導したら、本当に喜ばれたというのです。だから、どういうことを指導しているのかなと思うわけですが、4カ月過ぎると、まずは離乳食ですよ。

(子育て支援課長) 離乳食の指導ということも、こんにちは赤ちゃん事業では実施しておるということも聞いておりますが、そのほかに赤ちゃんが安全に育つ環境にあるかどうか、あるいはお母さん方が育児で孤立していないかどうか、そういったところを主に見て対策をとっている。必要があれば必要な支援につなげていると、そういったことで事業を実施しております。

以上です。

(菅野) 最後に、学校給食ですが、この間資料をもらって説明を受けまして、小学校が1社に頼んでいたのを2つに分けると。あとは、同じ1社ずつということを受けました。やはり指定管理、要するに民間委託の場合は、そこで働く労働者が仕事を受け取れなければ失業するということにもなりかねないわけで、そこら辺が公教育をちゃんと支えられるかという気がするのです。本当は、民間委託というのはおかしいの

です。だって、給食というのは教育行政の一環ですから、学校長の責任のもとにあるわけです。そう書かれているのに民間に委託するということは、給食室で物つくる人は校長の言うことを聞かないでもいいのです。社長さんに雇われているのですから、食の法の違反なのです。それを堂々とやっているわけですがけれども、そこら辺を事業の切れ目ない継続性と、それから学校教育と食というのがどこでリンクしてきっちり子どもの給食となっているか、そこら辺をちょっと説明していただきたいと思うのですけれども。

（学校給食課長）今の学校給食は、ほとんどが今委託方式をとっておるわけなのですが、他市の状況を見ましても直営のところはほんのわずかで、ほとんどが委託の傾向になっております。この委託も委託業者の考えだけで行うわけではなくて、給食をつくるには栄養士がいまして、栄養士が調理指導、それから栄養指導、そういったものもしながら、それから学校のほうとも連携をとりながら行っておりますので、全く委託業者だけの考えで調理を進めているわけではございません。ということで学校と栄養士、それと市のほうと連携をとりまして、給食は運営をしております。

以上でございます。

（菅野）簡単に答弁が来ましたがけれども、前は例えば小学校は自校方式ですから、まだいいとして、中学校給食はバツカン方式のセンター方式ですよね。持っていつているわけですから、結局は缶に入れていくときに配達時間の関係で本当に食べる適正な調理と配送になるかという気がするのです。あと、食器も全部持ち帰って洗うわけです。大変コストをかけていると思うのです。私が議員になったとき、学校給食のことで何年か闘ってなったのですけれども、限りなく自校方式に近いセンター方式という、詭弁を弄してセンターにしたのです。自校方式にきなさいと毎議会闘ったわけですがけれども、センターにされて、そのかわり温かいものを持ってきますよということで食器を持っていったり、持ってきたりまでなってしまったわけですがけれども、本当に教育の一環としてそれが子どもたちにおいしいだけではなくて位置づいているかと。以前は、

これがもうけの対象になっていまして、おかずだけの給食だったわけですが、協同組合をつくって鴻巣市の有力者が組合員になっていまして、どんなに食べようが残そうが大変お金になったわけです。それを分けていたのしょうけれども、それをやめて市直営になって、もうけの対象にならなかった分ありますけれども、そういう歴史の中で本当は自校方式が一番いいのですけれども、センター方式で中学校が行われているわけですが、ここら辺はきっちりと食べごろも含めて運営されているということなのしょうか。

（学校給食課長）中学校については、今現在8校分をセンター方式で給食の配送を行っておるわけなのですが、やはり給食は温かいものは温かい状態で、また冷たいものは冷たい状態で提供するというところで進めているわけなのですが、今のセンターのほうから配送する分については食缶、要するに給食を入れる器なのですが、そういったものは十分保温性を保てるそういったものを使いまして、冬場であっても温かいものが提供できるようにそういった工夫をしまして、温かい給食の提供はできております。

それから、中学校のほうも今2名の県費の栄養士がございまして、県費栄養士のほうで給食献立を作成しておるわけなのですが、やはり子どもたちの喜ぶそういった献立、あとはリクエスト給食とか、そういったものも取り入れながら、給食というものが楽しく子どもたちに食べていただけるようにそういう努力はしております。

以上でございます。

（菅野）プロポーザル方式で業者は決めているのですよね。入札ではないのですよね。そうすると、業者変更によることによる、いわゆる向こうも栄養士ではない調理師なりそういう人が給食にかかわっていると思いますので、労働者が失業したり、そういうことはないのか。

（学校給食課長）今の給食の業務委託については、プロポーザル方式を取り入れまして、業者選定を行っておるのですが、給食というのは単に単価が安ければいいというものでなくて、やはり業者の衛生管理の考え方、またそういった体制、それから技術力、そういったものが非常に要

求されるものでございまして、そういったものを十分検討した上で業者を決定しておるわけでございます。

それと、あと業者がかわったときのパートさんなどのことなのですが、業者がかわりますと、ほとんどのパートさんというのは市内あるいは市内周辺の方、近くの方がパートさんで入っておるわけございまして、そういった方が業者がかわることによって失業ということではなくて、また新しい業者のほうにパートさんとして入る、そういった例も多々ございます。

以上でございます。

（加藤） 1点だけお聞きしたいと思います。

今の給食関係なのですけれども、先日事前にちょっと説明いただいたりして、その資料をきょう持ってきていないのですけれども、やっぱり給食というのは一番の必要さというのは栄養とおいしさ、それにもまして自校方式でやった中で、あとやはりアレルギーの子どもたちへの対応、そういうことかなと思うのですけれども、この前の説明聞いた中で、先ほども県費の栄養士さんが2名ですか、それにあと業者関係の中での栄養士さんがいるところといないところでみたいな話を先日お聞きしたかと思うのですが、各学校に全て栄養士さんがいらっしゃるわけではないですよ。その中で、献立は全校同じだということなので、それは統一された中での栄養のバランスはあるかと思うのですが、やっぱりアレルギーの子たちの食事というのが一番大事になってくるかなと思うのです、その中でも。栄養士さんがどういうふうに19校ですか、給食、まだ今吹上小学校やっていませんので、18校になるのかなと思うのですけれども、栄養士さんの配置をどういうふうにローテーションというか、どんなふうにやっていかれるのかお聞きしたいと思います。

（学校給食課長） 栄養士の配置でございますけれども、今県費の栄養士が5名おります。それから、市が委託をしております栄養士が3名、それと市の栄養士が2名ということでおるのですが、今の栄養士1人当たり、常駐校がありまして、そのほかに巡回校を1校持っております。ということで1人の栄養士が2校を受け持つ、そのような体制をとってお

ります。県の基準ですと、なかなか全部の学校に配置というのが難しい状態でございます。今こういった委託の栄養士を置きまして、1名の栄養士が2校を受け持つ、そういう体制で行っております。給食の委託業者のほうの調理員への調理指導、それからあとは衛生管理指導、それとアレルギー対応、そういうことの指導をしております。巡回のほうもできるだけ巡回をしていただくように今お願いをしているわけなのですが、ということでできる限り巡回指導をしてきめ細かなそういった指導ができるようにこういった今1人2校受け持つ、そういう体制で進めております。

以上でございます。

(加藤) では、1人の方が2校を巡回する、毎日毎日ですよ。毎日のメニューも変わる中でアレルギーの方に対応するって、大体1校につき何人ぐらいのアレルギーの対象者で栄養士がやっているという現状なのですか。

(学校給食課長) 今1校当たりにアレルギー対応している児童が、学校によっても多少ばらつきありますが、大体数名おります、特にアレルギー対応の必要な子どもたち。ですから、例えば代替食を提供するとか、あるいは除去食を提供するとか、そういったような子どもたちが各校数名おります。ことしの5月1日現在のアレルギーの調査結果を見ますと、小学校のほうでは今代替食の対象者が24名おります。それから、除去食が58名という調査結果が出ておまして、大体各校数名おります。そういった中で栄養士の方がこういった代替食、除去食の調理について、調理員の方に指導をしております。

以上でございます。

(加藤) 最後に、今後やっぱり1校に1人の栄養士を市費で賄うような、そういった考えというふうなことは、1校に1人の栄養士を配置するというふうな、そういった考えはどうなのでしょう。

(学校教育部長) 今の栄養士については、県費と、それから市費で対応しているわけですがけれども、県費の栄養教諭がつく場合には1校について550人以上の学校に1名つくという県の規定がございまして、本市は比



較的単学級の学校も多いということで、なかなか1校に1人の県費の栄養教諭が配置されるという状況がちょっと難しい状況が生まれていますので、市費のほうの対応、またそれにかわるものということで、さっき課長が言いましたが、2校兼務等で、全然いないという状態はつくらないようにしております。本市としましても、できれば1校に1名の栄養教諭が理想でございますので、その辺については550名という規定がもう少し少なくとも1人配置ができるようにというようなことは県に要望は上げてまいりたいというふうに考えております。

（野本） それでは、今の債務負担行為補正の学校給食のところから続けて伺っていきたいと思います。

事前に説明をいただいておりますけれども、プロポーザルで新たに現在鴻巣地域の小学校が東京ワックスが受けているという部分を線路で分けると、2社に、2つに分けるということなのですが、この分けるというのは、まずはその分ける必要性という部分を伺いたいと思います。

（学校給食課長） まず、これまでの鴻巣地域12校を今度6校ずつ東西で分けるという考え方なのですが、その大きな理由としましては、衛生管理指導などの一層の強化、そういったことになるのですが、今委託業者の中にエリアマネジャーという者がおまして、そのエリアマネジャーが定期的に各校を巡回しまして、指導内容としましては衛生管理、それから調理指導、アレルギー対応、こういったことについて指導しておりますが、より一層きめ細かに巡回できるように、まず今度契約更新するに当たりましては、おおむね高崎線を境に東側と西側に分けて、より一層のこういった指導強化ができるようにという考えでございます。

それから、もう一つの理由としましては、会社の倒産とか、万が一食中毒の発生があった場合のリスクの回避、そういったこともございます。以上でございます。

（野本） プロポーザルをするに当たって、そうするとこれまでよりも1社余計にふえるわけですが、このプロポーザルをするに当たっては、1つの会社が応募できるのは1つの地域ということになるのでは

うか、それとも複数応募することができるということなのでしょうか。

（学校給食課長）業者の応募の回数といいたいでしょうか、これにつきましては、1つの業者が重複してプロポーザルに参加することは避けまして、仮に複数でもし上位ということになりますと、複数の業務委託をとるということになりますと、また1社でもって多くの学校を抱えることになりまして、先ほど申しました衛生管理の徹底、そういったことも非常に危惧されてまいりますので、1つの業務委託については重複しないように業者の指名をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（野本）心配される部分としては、会社の能力というのでしょうか、それがみんな高いかどうかというところがちょっと心配になって、全部で5つの会社でやっていくとなりますと、その会社の能力ってみんな違うのではないかなというふうに思うのですけれども、それをプロポーザルでとり合うということは、さらにその何倍かの会社がここに応募のために必要であるというふうに思うのですけれども、その辺がちょっとイメージできないというのでしょうか、それだけの会社があるのかどうかというのは私どもにはわからないのですけれども、その心配はないのでしょうか。

（学校給食課長）業者の指名のことなのですが、今指名参加登録されている業者が調理業務委託に関しては18社ございます。ですから、この18社を重複しないように配分しまして、指名を考えております。

以上でございます。

（野本）その18社の配分というのは、業者が希望するのではなくて、市のほうからグループ分けをするということでしょうか。

（学校給食課長）まず、センター方式と自校方式ですと業者に得意、不得意がございますので、その辺を十分考慮しまして、センター方式を得意とする業者は、そちらのセンター方式の業務委託のほうのプロポーザルのほうに参加を、指名を考えております。ということで、原則としては重複しない、そういった形で指名を考えていきたいと思っております。以上でございます。

(野本) そうすると、今の答弁は指名するという答弁なわけですね。

(学校給食課長) 重複しないように指名を考えております。

以上でございます。

(野本) わかりました。

あと1つ、現在のところ業者の契約期間がずれているところが吹上地域なわけですが、他の地域とタイミングを合わせるということは今後考えていくのか、それともこのまま、ずれたままずっとやっていくと考えているのか伺いたいと思います。

(学校給食課長) 吹上地域の業務委託につきましては、26年度から3年間の契約ということで行っておるわけなのですが、そうしますとほかの地域と1年のずれを生じているわけでございます。今後のことですが、この業務委託、役務の提供につきましては、長期継続契約の規則等から3年が基準ということでございまして、それに準じまして考えておりますので、今後業務委託につきましては3年間の業務委託で今後も更新を考えておりますので、吹上地域については今後1年のずれを生ずる形になってまいります。

以上でございます。

(野本) そうすると、業者のローテーションというのは変ですが、そこだけはちょっと余りずれない可能性が高くなっていくのかなというふうに思うのですが、ほかのところは同時だから、指定の組み合わせというのはいろいろ考えられるけれども、ずれているとそこを除いたところで、18社あればそれもそんなに影響はないというふうに考えてよろしいということでしょうか。

(学校給食課長) 今登録業者18社ございますので、その辺を十分、また吹上地域の更新のときもその辺は1つの業者が重複して受けることのないように、その辺は考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(野本) この件につきましては、あと1つだけ。鴻巣地域、東側地域が6校、債務負担行為補正の限度額3億3,800万円、西側が2億9,590万円、川里地域は、これは3校ですよね、9,970万円、中学校の8校分のセンタ

ーが3億2,010万円となっていますが、吹上地域に関しては、規模としてはどのくらい、これは4校でしたっけ、どのくらいと見られているのですか。すぐ出なければ後でも結構です。

（学校給食課長）吹上地域の……申しわけございません。もう一度ちょっとご質問のほうよろしいでしょうか。

（野本）債務負担行為補正のところに出てくる3年間の額というのが、5ページのところですがけれども、それぞれ鴻巣東側、西側地域、川里地域、中学校というのが3年間の額があるわけですがけれども、吹上も大体その4校だとこれの比例になって出てくるというふうに考えてよろしいのかどうかを伺います。

（学校給食課長）吹上地域につきましても、これは26年度は吹上小を除く3校になっております。それから、27、28……失礼しました。吹上地域については、27、28が吹上地域4小学校、吹上小を含めて4小学校分でございます、この債務負担行為の額もほかの地域と同じような考え方で計上してございます。

（野本）わかりました。

では、21ページの陸上競技場整備改修事業のことをもう少し詳しく伺いたいと思います。舗装工事をするということで、ここは現在は通常使っているわけですね。その期間とか、その工事の方法をどのようにするのか伺いたいと思います。

（スポーツ課長）期間なのですけれども、当然議会終わって補正が通った後に、パンジーマラソンに合わせるつもりで2月の上旬には工事が終わる予定で計画しています。工事の内容ですけれども、今砂利のほうで使っております、不陸の修正はそんなにはないと思いますけれども、不陸を直して浸透式の舗装をして、180台の車どめのラインを引く、それだけの工事になっています。

以上です。

（野本）そうすると、使用しながらでもできるということなのか、それとも今使っている利用者はその期間は使えないということなのか。

（スポーツ課長）その期間は使用は中止で行います。総体のほうに持つ

ていくか何かそんなように考えていますが。

(野本) おおよそどのくらいの日数、総体は今工事をしているから、そのころは工事をしているということですか。

(スポーツ課長) 日数的には1カ月半か2カ月ぐらいということで工事課と話ししています。総体のほう今工事していますけれども、駐車場自体のほうはとめられますので、そちらのほうに持っていくような計画でいます。

以上です。

(委員長) 以上で質疑が終わりました。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第81号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたします。よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 5 時 2 3 分)